

第1次日米交渉のための準備作業

は し が き

終戦から5年。平和条約はわが朝野の待望するところとなつた。

事務当局が近い将来対日平和条約締結のため日米交渉を期待し、その準備作業に「今度こそは……」と前向きの姿勢をもつて手をつける機縁となつたものは、1950年9月14日のトルーマン大統領の対日講和問題に関する非公式討議開始方に関する声明および、その翌日米国政府当局者が明らかにした対日平和条約の構想であつた。

それから第1次交渉の開始された1951年1月26日までの約4箇月の間どういう準備作業が行われたか。冒頭から私の備忘録をもちだすことははなはだ気のひけるところであるけれども、この4箇月間における準備作業の大きな流れをつかみやすくするため、1950年9月26日ないし1951年1月26日までの備忘録をここに転載することをお許しありたい。

備 忘 録 抄

1950年9月26日

太田次官と箱根に吉田総理を訪れ、米国の対日平和条約案の構想を説明する。

米国の構想にたいするわが方の対策を検討して事務当局案をまとめて総理に提出したい旨をのべて辞去。

10月5日

外相官邸晩餐会。

出席者

小泉、板倉、有田、古島、津島、馬場（恒吾）、向井（忠晴 但し欠席）、佐藤（喜一郎）

岡崎官房長官、井上、井口両君

条約問題に関する第1回の会合である。メモは、別に作成してある。

今日、A作業（1～4）を完成し、大臣と次官に提出。

（ 1 ）

10月9日

井上秘書官来訪。次回の会合に野村大将与横田博士とを加えることについて意見を求められる。総理から7日電話ありたるによる（総理は箱根にあり）。太田次官と3人で相談、支障なからんと次官のぶ。但し横田博士が参加されていることが洩れれば、すぐ講和问题関係の集合であると解かる。また、野村大將は被追放者である。会合の秘密保持がいよいよ大切になるといつたことを話し合う。

10月11日

A作業について総理から意見の回示があつた。「経世家的見識がない」という批評である。「野党的口吻がある」とのコメントもある。

午後3時、同志会合して再作業の方針を話し合つた。

5日の会合で下命された駐兵協定案を完成する。条約案と説明書は高橋・藤崎・西村の3人の合作である。藤崎と西村と最も強く議論した。議論の中心は憲章第51条を条約面に出すべきか（僕）否か（藤崎）にあつた。

10月16日

井上秘書官来訪。

15日野村元大將（注）箱根で総理と会談された趣を話さる。辰見元中將と総理と会談されるよう取計いたい意向をも洩される。

なお井口君の話では、次回会合を24日または25日頃にとの意向とのこと。

西独における追放の解除についての資料を総理にさしあげた。

（注）井口君から、山梨、小林元大將であつたと訂正された（17日記入）

10月21日

午後1時半 外相官邸。

総理から (i)日本・朝鮮の非武装 (ii)一定地域の空軍基地の撤廃 (iii)西太平洋における海軍の縮少を基幹とする安全保障条約案を作つてみよと下命あり諾して帰える。

省員の講和问题に関する新聞雑誌などへの寄稿につき自重方要望される。

10月24日

午前10時半 外相官邸

川辺（虎二郎）元大將 下村元大將 辰見元中將 榎本元海軍教授

（ 2 ）

井口、井上両君

わたくしから

(i) 非公式会談の進行ぶり

(ii) 米国の対日講和7原則

(iii) 安全保障のための取極案

a. 駐兵案

b. 非武装地帯案

について説明した後、別記のような意見の開陳があつた。

総理帰邸されて昼食になる。食卓で、わたくしから、午前の集会で開示あつた意見の要旨を紹介し、下村大將から（書きものを読みながら）意見の開陳があつた。

総理から、日本の再武装については、平和条約ができるまでは再武装を欲しないという建前でゆきたい。それがためには非武装地帯設定のような理想案をそえて“これでゆきたい”と提言する必要がある。したがって現実性とははなれてこの理想案の作成に智慧をかしていただきたい。（この間マ元帥の日本の安全保障に関する意見およびダレス顧問との会談の内容を詳しく説明された）。

再軍備の問題についても一朝一夕でできるものではない。立派なものを作るためには、事前からの準備と研究が必要である。この研究にもお力添えを願いたいとの話があつた。

最後に、次回から海軍関係で堀悌吉元中將を加えることにされた。

10月31日

目黒官邸。

午前11時ないし午後1時。

川辺 下村 辰見 堀 榎本

井口 井上 西村

非武装地帯案について討議。

議事の内容は、別に綴込にあるメモのとおりである。

11月16日

外相官邸会合。

（ 3 ）

午後6時。

参集者

古島、馬場、津島、板倉、荒川、横田、佐藤

菱刈、西村

午後9時20分散会。

記録は、別に作成して綴込に入れてある。

午前総理から、本夕の会合におけるわたくしの報告の内容について指示があった。報告の(4)のところが、それに当る。

12月26日

目黒官邸。

正午ないし2時。

下村、辰見、堀、榎本

堀田（元大使）司会

井口、菱刈、西村

安全保障について総理の希望による作業を完了した。

議事内容に関するメモは、別に作成して綴込に入れてある。

12月28日

目黒官邸で

堀田大使にD作業の説明をする。大使に異見多し。

1951年

1月4日

目黒官邸。

D作業にたいする堀田大使の意見をきく。

新たに作業しなすことを諾する。

1月6日

目黒官邸。

堀田大使に新しい作業を提出して説明する。

1月10日

目黒官邸。

堀田大使から「再武装」についての大使の私見をきかされる。総理と話をされるについて大使の考えをまとめられるためである。大綱は作業（訂正版）の再武装についての所見のうちにあるものである。

従来事務局のなした作業および国務省に提出した書類について「ベストをつくしたもの、これ以上を求める余地はない」とエンカレッジしてくださった。

軍事専門家の会合の次の課題は「自衛力の整備」の具体的内容の検出としたが、それでよろしかろうとのことになった。

1月13日

有田前大臣来訪。芦田先輩の福地山での意見（新聞報道）について憲法9条との関連について意見を求められた。

作業（訂正版）を御覧にいたら、大体賛成であるとの御答えだった。

目黒官邸。

堀田大使と会う。12日大臣と話されたが、大臣が「訂正版」をよみたいといわれた趣。作業を目黒官邸にとどける。ついでに、大使から再軍備についての総理の御考えをうかがった。

総理は、かたく再武装を否とされる。客観情勢については、両陣営が全面的戦争に突入することはない、現在の対立紛争は、時に緩急の差はあるとしても、継続する、その間「戦争になるぞ、なるぞ」との神経戦にひつかかつてはならぬ、ソ連は断じて日本に侵入しないであろうと考えられる。かような見透しに立てば、再武装を否とし、その他の方式に安全保障の途を見いだそうとする総理の考えは、納得がゆくような気がした。

紫雲荘橋本氏来訪。再武装についての意見を求められる。否定論で説いておい

た。

1月19日

目黒官邸。

川辺、下村、辰見、堀、榎本、富岡

堀田、井口、西村

国内治安確保のため必要とする警察力の具体的数字はどうかを中心に討議した。議事録は、別に作成してある。

1月20日

昨日同僚（安藤、高橋、藤崎）と苦心して作ったD作業の再訂版（総理の意見によるもの）を堀田大使にとどけ、再訂版の「要領」のみは堀田大使の言に従い総理に提出した。

その節、堀田先輩から、講和関係作業目録（事項別）を作成するよう要望された。

1月26日

シーボルト大使、アリソン公使、総理を目黒に来訪。討議題目と7原則の文書を手渡す。

即夜、米提案の研究と対策の作業をはじめ。

この記録をべつ見すると解かるように、第1次日米交渉のための準備作業は、一方、事務当局が作成して総理の参考に供しようとしたA作業とこれにたいする総理の批評に奮起して交渉者の立場に身をおき経世家的識見を打ち出そうとしたD作業と、他方、目黒官邸に政・財・学・言論各界の代表者と少数の軍事専門家を集めて意見をききながら想を練られた総理の指示にしたがつて事務当局の起案した独立回復後における日本の安全保障に関する条約案二つとに大別することができる。

前者にA作業につづいてD作業という名称をあたえたのは、後者の2条約案をB作業およびC作業と呼ぼうと考えていたからである。

D作業を終了するとほぼ同時にダレス特使一行の日本到着、そして、第1次交渉の開始となつたのであつた。

第1 対日平和条約に関する合衆国の提案

1 1950年9月にはいと、新聞報道はしきりと合衆国の対日講和準備の完了の近い旨をつたえていたが、14日にいたつて、トルーマン大統領は新聞記者会見で極東委員会構成12国と対日講和について非公式討議開始を指令した旨を公表した。すなわち、

(6)

「わたくしは、國務省にたいし対日講和条約締結のための手続についてソ連をふくむ極東委員会参加国と非公式の交渉を開始する権限を与えた。対日講和についての非公式会談の結果が明らかとなるまでは、米国政府としての公式な措置はとらないつもりである。対日講和に関する米国の政策はすべての戦争状態を終らせようとする米国政府の努力に応じたものである」と大統領は言明したのであつた。

これにたいし日本政府は、15日、次のような岡崎官房長官談を發表して「大いなる喜び」⁸として歓迎の意を表明した。

「トルーマン大統領が対日講和推進について言明されたことは、われわれとしてまことに喜ばしい。政府はかねてから対日講和の早期締結を希望していたのであつて、今回の米国の措置はわれわれに大なる希望と期待を抱かしめるものである」

2 さらに15日には責任ある官辺筋が米国の対日講和の方針について下記のような言明を与えた旨報道され、米国の抱懐する対日講和の構想はおぼろげながら推定しうようになった。15日ワシントン発ニューヨークタイムズ紙特電全文下記のとおり。

「トルーマン大統領は國務省にたいし極東委員会加盟の他の12国と対日講和の交渉開始を指令したが、責任ある官辺筋は、15日、これに関する米国の方針について

(1) 日本の再軍備に制限を設けず、経済と通商の自由を最大限にみとめ、国連加入および反共同盟諸国群への参加を促進する。

(1) 極東にたいする侵略から日本を守るため、日本に米軍が駐在する許可を得る。ただし条約は米軍の基地獲得にふれず、その取決めは英国に空軍が駐在しているのと同じ方式にしたい

と説明した。

対日講和の予備交渉はソ連をふくむ関係12国と近くニューヨークで開始され、約2箇月を要することが予想される。将来の討議方針を定めることが第1の問題で、この問題でソ連が従来主張を固持すれば、米ソ両国の討議はきわめて短期間に終ることとなろう。ソ連は対日講和を米・英・ソ・中国の4国外相会議で起草することを主張し、これにたいし米国は極東委員会加盟国による討議を唱えた。米国は対日講和の締結が刻下の急務であると考えており、ソ連の参加・不参加にかかわらず交渉を促進すべきであることを極東委員会諸国政府に通告するものとみられる。

國務省では無軍備・無力の現在の日本が極東の「力の真空」となっており、侵略を

(7)

誘致すると考えている。したがって適当な軍備をもつ自由な国家として日本を再建することを米国は現在の第1目的としている。米国は対日講和の交渉に際して、過去の誤り、とくにヴェルサイニ条約の過ちを繰返ささないよう慎重を期し、この方面の専門家の意見を参考にしている。第1次大戦後の対ドイツ講和条約は不徹底と過酷の点で二重の誤りを犯したと米国は考えており、米国政府は今度旧敵国に最大限の自由を与えるという方法をとりようとしている。過去のこの種条約に往々みられる経済上・通商上の厳重な制限は米国家には盛られないであろう。

官辺筋は日本の軍国主義が再現する可能性をきわめて小さいものと確信しているが、日本の再武装能力に一方的な制限をくわえるときは日本の国家主義と権力意識は再び世界の脅威になるに相違ないと考えている。

日本が再び軍事的脅威となることはあるまいと官辺筋が考えているのは、次の理由による。

(1) 終戦以来、日本の憲法と政治形式が改変されたため、日本の政治に軍人が権力をうる可能性は減少した。

(1) 今次戦争で軍国主義者を支持した産業資本家は自分たちの行為が愚行であることを覚るように教育された。

(1) たとえ日本に圧迫を加えても、消極的な意味での日本の再軍備を禁ずることは不可能であろう。

官辺筋は、また、条約締結の相手国に受けいれられないようなやり方で、日本がもし再軍備に着手すれば、次のような報復手段をとる道が残されていると指摘している。

(1) 経済援助を中止する。

(1) 国連が日本の再軍備を平和にたいする脅威とみとめ、制裁措置を講ずる。

このほか、官辺筋では、西欧側につき帝国主義的な潜在敵国とならないことが日本のためにも利益であることを米国は日本説得に努めるであろうと声明している。

対日講和の米国家には領土問題に関して、沖縄をふくむ琉球諸島を国連の信託統治下におき米国がその管理者となるという1項がはいることとなろう。政府の台湾政策については官辺筋はまだ言明のかぎりではないとしており、台湾は安全保障理事会か国連総会で取扱われる可能性があり、対日講和の交渉国は、これら国連機関から討議

方針の示唆を受けるであろうと述べている。」

同時に、ダレス氏が対日講和の交渉を担当すべきこと、ならびに、交渉にあたつて日本にも発言権が認められるであろうことなども新聞報道として伝えられた。

極東委員会構成12箇国にたいする米国提案いわゆる米国の対日講和7原則は、その後10月14日ダレス顧問が新聞記者会見で7原則に言及し、ついで16日頃から各新聞がその内容を報道し、ついに11月24日にいたつて国務省が11月20日付ソ連邦覚書とともにこれを公表するにおよんで、はじめてわれわれはその全ぼうを知ることができたのであつて、これまでのわが方の準備作業はすべて上記の新聞報道を基礎に取りすめざるをえなかつた。

第2 A 作業

1 9月26日太田次官と西村(条約局長)は箱根宮ノ下塩原別荘(現在、服部別荘)に吉田総理を往訪し、米国の対日講和の構想を説明し、これにたいするわが方の対策を事務当局において検討し、その結果を書きものとして取りまとめて提出いたすことを約して辞去した。

2 事務当局は、約にしたがい、急遽作業を開始し、10月4日これを完成、翌5日大泉と次官に提出した。事務当局は、これをA作業と称した。

3 A作業は、

A—1 対日講和問題に関する情勢判断(昭和25年9月22日付)

A—2 米国の対日講和条約案の構想(昭和25年10月2日付)

A—3 米国の対日平和条約案の構想に対応するわが方要望方針(案)(昭和25年10月4日付)

A—4 対米陳述書(昭和25年10月4日付)

の四つから成っている。

そのうちA—4は無表題のまま綴りこまれているが、作業第3の方針の部のあとがき、ならびに第4の序文第3項に「われわれには、平和条約の締結前に、正式に意見を表明する機会が与えられるかも知れないが、それに先立ち、ここにあえて貴方にわれわれの所見を卒直に開陳せんとするのは、将来における緊密なる協力体制の基礎を置くこ

とが、貴我双方の共同目的であり、日本の利益とするところは、米国その他の関係国のひとしく利益とするところであるべきを固く信ずるからである」という文言があるところから明らかに察知されるように、日米交渉をまたないで直ちに米国の構想する対日講和にたいし、日本政府の要望を米国に書きおこうと意図して事務当局において起草したものである。ここには便宜のため米陳述書という表示をつけておいた。

4 A作業四つのうち(1)対日講和問題に関する情勢判断と(2)米国の対日講和条約案の構想の二つは、今、とくに補足説明をくわえるまでもなく通読していただければ意のつくせる文書である。ここにとくに説明しない。

5 第3の“米国の対日平和条約案の構想に対応するわが方要望方針(案)”は方針と要望の内容の2部に分れ、

第1 方針として

「米国は、対日平和条約を、一般の平和条約とは異なり、日本をして民主主義諸国と協力せしめるための基礎を設定するものとして構想している。したがって、わが方としては、対日平和条約の内容となるべき事項について、大胆卒直にその要望を表明すべきである。しかして、わが方の要望の根本基調は、これを次の五つの原則におくものとする。

- (1) 独立国としての完全な主権の回復と平等の基調における民主主義諸国との協力
- (2) 民主主義諸制度維持の不可欠の前提としての日本経済の自立
- (3) 領土問題および駐兵問題の取扱いにおける国民感情の尊重
- (4) 世界的安全保障機構による日本の安全の確立
- (5) 世界の平和と繁栄の増進にたいする積極的寄与」

とのべ、あとがきとして、米国からの日本側所見開陳方の要請を待っていると平和条約案の大綱が決ってしまった後になり時期を失することとなるおそれがあるので、この際米国の要請を待たないで非公式に日本側の要望を作業一4の要領で表明することとした旨を付記している。

第2 要望の内容として

(1)領土条項、(2)政治条項、(3)軍事条項、(4)経済条項、(5)条約履行の保障、(6)安全保障の6に分け、要旨次のようにのべている。

(1) 領土条項

朝鮮の独立、台湾・澎湖島・関東州租借地・南洋委任統治地域および南樺太に関する権利権原の放棄については異存がない。次の諸項について要望する。

(イ) 千島列島はソ連へ引渡されないこと。

千島列島は、ポツダム宣言において「われらの決定」にゆだねられているものに属する。この決定は、米英ソ間では、すでにヤルタの秘密協定できていたわけであるが、これは、領土の拡張を求めずとした大西洋憲章の条章および精神に違背するものであり、また、日本のみならず他の連合諸国の関知するところではない。したがって、3分の2の多数で否決され、ヤルタ協定の規定が実現されなくなることも技術的に不可能ではない。千島列島については、日本の領有関係の歴史的因縁が最も深い。以上の理由から千島列島の保有を要望する。

齒舞諸島および色丹島は、北海道の一部であつて千島列島には属しないから、領土処分の対象となすべきでないとの立場をとる。

(ロ) 琉球列島・小笠原諸島および硫黄諸島は、日本から切りはなされないこと。

今後長きにわたる国民感情上の問題であり、したがって米国側にとつても政治的に重要な点として強く要望する。米国の対日講和の構想によれば、日本本土に米国軍が駐屯することとなる以上、これらの諸島を本土と別個のベイスンにおく必要はなにもない。米国においてこれらの諸島の使用が是非とも必要とあらば、わが方としては、じゅうぶんに米国側の要望に沿うようにする用意があることを明らかにする。米国側で、本土と別個のベイスンにおくことを固執する場合には、地域を最小限度にとどめ、しかもなんらかの方式により日本の領土主権が残される形をとることを要望する。(注に方式についての考えを説明してある。)

(2) 政治条項

(イ) 独立国としての完全な主権を回復し自由諸国民の共同体における平等な一員にされたい。

(ロ) 日本の民主化に関する規定を平和条約に設ける必要はないが、これを入れる場合には、イタリア平和条約第15条のように民主主義の基本原則を掲げるとどめられたい。

(ハ) 占領管理下における現状をそのままフリーズしてしまうような規定を設けない

でほしい。

(二) なかんずく警察制度および警察力について制限を設けないでほしい。

(三) 日本の国際連合加盟を支持する規定をいれられたい。

(四) 戦争犯罪人につき新しい訴追を打ちきるとともに平和条約成立の機会に連合各国において戦争犯罪人にたいし大赦の措置を執られるよう懇請する。刑の執行を日本に一任されたい。

(3) 軍 事 条 項

日本の再武装を禁止ないし制限する規定を設けないことは、日本の自主性の尊重という意味においてアプリシエイトしつつ、同時に、日本は再武装の意思をもたないことを理由をあげて明らかにする。

(4) 経 済 条 項

経済自主を達成し、東亜諸地域の経済開発ひいては民主主義世界全般の経済発展に積極的に寄与しようと熱望しているので、日本にたいし経済上の制限は一切設けないのみならず世界経済におけるその活動の自由を確保されるよう

(イ) 国際経済機構への参加の支持

(ロ) 通商および資源に関する機会均等の支持

(ハ) 潜在的に軍需工場の基盤となるという理由で産業にたいする制限を設けないこと

(ニ) 海運について一切の制限を設けないこと

(ホ) 一般的国際条約にもとづくもの以外の制限を漁業に課さないこと

(ヘ) すでに撤去済の施設以上に一切の賠償とくに新規生産物の取りたてが行われな

いこと
(ト) 連合国により賠償の見地から処分される日本人の在外資産に関する日本政府の日本国民にたいする補償義務について、日本経済の背負いきれないような補償を結果するような原則的規定を設けないこと

(チ) 割譲地に関する各個の公私の債務（公債、保険その他）について日本の公私の分担を追求しないようにすることを要望する。

(5) 条約履行の保障

条約を誠実に履行する日本の決意にかんがみ関係各国による監視の要はないことを指摘する。

(6) 安 全 保 障

安全保障に関する日本の基本的な考え方を明らかにし、これにもとづいて

(イ) 駐兵に関する取極は、平和条約と別個にすること

（平和条約は強制的なものであるにたいし駐兵は日本もこれを希望して行われる建前のものであるから、両者を一つの条約で規定することは、国民感情上おもしろくない。また、駐兵が保障占領的の意味合いのものでなく、日本の安全保障のためのものであるから、平和条約自体でこれを規定することは不適当である。駐兵は、その原則をふくめて、あくまで別個の取極によるべきである）

(ロ) 駐兵に関する取極は、期間・地点・経費負担・特権などについて合理的に明確に規定すること

（駐屯の態様が不明確であると、平和条約の締結によつて、占領管理の“管理”のほうは解かれても、現在の米占領軍と大差ないこととなり、講和に期待される利益の重要な1項が失われる。

駐兵については、一定の期間一政治的にみてなるべく短いほうが賢明である一を定め、更新の道をひらいておくとともに、期間継続中といえども、国際連合総会の決議がある場合には、終了することとする。

地点は、なるべく中心部から遠い場所に限定する。

経費は、原則として米国の負担とする。

駐屯軍の特権については、一般国際法上1国の軍隊が他国に駐屯する場合に享有する特権の範囲内で明確に規定する）

(ハ) 国際連合との結びつきを、できるだけ密接かつ具体的にすること

（現在の国民感情からも、また、政治的観点からも、米国軍の日本駐屯は単に日米の特殊関係にもとづくものでなく客観的に日本の防衛が世界の安全保障組織の一機能であるという意味での名分をもたさなければならない。この機能を体現してその衝に当るといほうが、米国としても名分が立つて具合がいいだろう………として国際連合との結びつきの方式についていろいろ考察する）
の三つを要望する。

6 A作業第4の“対米陳述書”は、交渉開始をまたずこちらからすすんで米国の対日講和の構想にたいする日本側の要望を申し入れ対日平和条約案に反映させようとの意図のもとに起草したものであつて、まず

「われわれは、去る9月14日トルーマン大統領がなされた対日講和問題についての非公式討議開始方に関する声明を心から歓迎した。そして、その翌日、米国政府当局者によつて明らかにされた対日平和条約の構想を知つて、さらにその喜びを深くした。それは、米国の構想する対日平和条約が、もつぱら戦敗国を束縛する趣旨で作られる一般の平和条約とは根本的にその性格を異にするものであることを端的に示している。ダレス氏は、8月1日サン・フランシスコで行つた演説において、「日本国民に、自由諸国民の共同体における平等のパートナーとなり、世界の平和、安全、経済繁栄、文化的小および精神的の生活に貢献する機会」をすみやかに与える要あることを強調された。右の平和条約の構想は、この趣旨によるもののようである。われわれは、米国政府のこのような態度を深く多とし、また、それが民主主義世界全体の利益に合致するゆえんであることを信ずるものである。

われわれは、平和条約によつて、独立国としての完全な主権を回復し、民主主義諸制度維持の不可欠の前提として日本経済の自主を達成し、世界的安全保障機構により日本の安全を確立し、もつて世界の平和と繁栄に積極的に寄与せんことを念願する。

われわれは、平和条約の締結前に、正式に意見を表明する機会が与えられるかもしれないが、それに先立ち、ここにあって貴方にわれわれの所見を卒直に開陳せんとするのは、将来における緊密なる協力体制の基礎を置くことが、貴我双方の共同目的であり、日本の利益とするところは、米国その他の関係国のひとしく利益とするところであるべきを固く信ずるからである。ここにのべる要望の中には、戦敗国として戦勝国にたいして提起するのはいかがかと思われる節があるとすれば、それも右のような考えからくるものと了承されたい」

と前置きして要望の陳述にはいり、(1)領土問題 (2)政治問題 (3)軍事問題 (4)経済問題 (5)条約履行の保障に関する問題 (6)安全保障に関する問題の6項に分け作業第3に掲記したわが方の要望事項のおのおのにつき簡明に、しかし、条理をつくしてわが方の考えを説明している。例えば

(1) 領土問題では

「われわれは、大西洋憲章の諸原則に賛同するものであつて、もはや住民の意思に反して領土を持つとは思わないのであるから、台湾および澎湖島にたいする権原を放棄し、朝鮮を独立させ、南洋諸島の委任統治を放棄することにはじゆうぶんの用意がある。

また、この故にわれわれは、本来の日本一すなわち歴史的にも人種的にも常に日本のものであつたすべての島を保持することを許されるように希望する。これらの諸島は、日本が戦争により取得したものでなく、久しく、かつ、継続的に日本の領土であつたものである。どう考えても、カイロ宣言にあるように日本が「暴力とどん欲で奪取または占領した」領土ではない。日本の領有の根源自体が、日本にこれらの諸島を保有するじゆうぶんな根拠を与えている。連合国は、この根拠を無視する不正義をあえてなされないものと期待する。

われわれは、なにゆえに南樺太のほかに千島列島を放棄することを要求されなければならないかを理解しえない。

われわれは、現在ソ連によつて不当に占領されている齒舞諸島および色丹島の原状回復を当然期待する。

われわれはまた、現在日本の行政の範囲外にあつて、米国軍の占領下にある南西諸島・小笠原諸島および硫黄諸島の領有を保持することを希望する。もし、米国において、これらの諸島の使用が是非とも必要とあらば、じゆうぶん米国側の要請に沿う用意があることを付言したい。

面積からいえば、これらの諸島は小さい。あまり小さいので、連合国はわれわれがこう強くその保有を主張するのを不思議に思われるかもしれない。しかし、海外領土の全部を失つた日本国民にとつては、本土のどんな小さい部分でも剥奪されることは、堪え難いことである。これらの小島は、今や経済的にもその面積に比例しない大きな意味をもつにいたつた。」

とわが方の一般的な立場を説明したうえ、

(i)千島列島、(ii)齒舞諸島および色丹島、(iii)南西諸島・小笠原諸島および硫黄諸島について詳細な説明を与えている。

7 A作業の全文は付録1に収めてある。

なお、付録2として1950年9月末条約局作成の「対日平和条約想定大綱」全文を収めてある。この調書は、序文の「本稿は前稿（昭和25年3月）に準拠し、その後の資料を加えて1950年9月現在として全面的に改訂した。項目の区分はイタリア平和条約の例によった」との文言で明らかなように、条約局で定期的に作成してある範囲に配布してきたものである。この調書は、この50年9月の稿をもつて最終となり、しかも、本稿は「条約局限りの作業」「外に出さず」と表紙に念書してあるように局外に出されなかつた。事務当局が、A作業を作成していた当時、いかなる形式・内容の平和条約案が提示されくと想定していたかを物語る資料である。

第3 A作業にたいする総理の批判

1 総理のA作業にたいする批判はきわめて手厳しいものであつた。

2 A作業は、10月11日、総理の手許から条約局長へさしもどされてきた。A作業を総理に提出したのが10月5日であるから、わずか6日目である。

3 A作業4部のうち

(1) 第1の「対日講和問題に関する情勢判断」にたいしては

「外務省従来単に客観状勢観察を主とし而之に対拠する施策の考案甚乏し留意を乞う経世家とし而の経綸に乏しきを遺憾とする SY」

との批評が書きこまれ、また、本文の1、最近の経緯の第2節「その後、日本で、野党連合の永世中立、全面講和を要望する共同声明の発出（4月26日付）、イールズ事件、米兵おう打事件、第7国会における地方税法案の否決等のことあり、これら一連の事件は、米国において、占領の長期化の不利を実証するものとして注目をひいた」の「これら一連の事件は」以下の部分にアンダーラインをひいておられる。

(2) 作業第2の「米国の対日平和条約案の構想」にたいしては

「此構想に対し我国とし而考ふべき点如何」

と書きこまれ、さらに

本文冒頭の「この米国案は、もつぱら敗戦国を制約する趣旨で作られる一般平和条約とは根本的にその性格を異にし、日本を民主主義陣営の一員としてだきこんで日本にかれらと協力させ、あるいは……」とあるところの「根本的にその性格……」以下

にアンダーラインをひき、

(1) 領土条項では、

- (イ)「硫球列島・小笠原諸島および硫黄島は米国の信託統治領となる。もつとも、その態様および地域的範囲は、不明確である」としたところに、「日本国籍ヲ有スルモノノ利益保護ニ付考フベキ問題ナキヤ」と設問され、また
- (ロ)「台湾については、イタリア平和条約における旧イタリア植民地の処理の場合のような方式が考えられている。……」としたところに、「台湾トノ経済関係ニ付考フルトコナキヤ」と設問され、

(2) 政治条項では、

その第2節の「政治上の制限としては、日本が占領管理下にあつて、政治・経済・教育・社会等の面で行つてきた民主化に関する根本原則を確保する趣旨の抽象的な規定が設けられ、その場合、(1)軍国主義的諸団体の禁止、(2)戦争犯罪人および追放者にたいする措置の維持、(3)地方分権、(4)警察制度、(5)労働条件および社会保険制度の国際水準維持ならびに労働者の団結権の保障および労働組合の発展の援助、(6)財閥の解体・過度の経済力集中排除および独占禁止等の確保、(7)農地改革の維持等の諸項が問題となろう（右(5)および(6)には、日本の国際経済における競争力の減殺の意味合いもある）」としたところに、「我国の利益上考フベキ点研究ノコト」と指示され、

(3) 軍事条項では、

「日本の再軍備を禁止ないし制限する条項は設けられない。これは、米国の具体的主義であるから、関係諸国が強く反対しても、譲らない。しかし、日本軍国主義の復活を懸念する濠・比・新等の諸国の反対にたいしては、米国は、なんらかの妥協を余儀なくされるべく、海軍および空軍について制限ないし禁止し、ならびに、一定の兵器（航空機、軍艦等）の製造を禁止する可能性がある。

なお、海上の警察力についても、なんらかの制限をうける可能性がある」としたところに、「同右」すなわち政治条項と同じく「我国の利益上考フベキ点」研究せよと指示されている。

(3) 作業第3の「米国の対日平和条約案の構想に対応するわが方の要望方針（案）」にたいしては

表紙に

「SY

野党の口吻の如し

無用の議論一顧の値無し経世家的研究に付一段の工夫を要す SY」

と大書されている。

(4) 作業第4の「対米陳述書」にたいしては

表紙にSYとサインしておられるだけである。しかし、この文書は作業第3に盛り
れたわが方の要望方針を縷々ふえん説明したものであるから、作業第3にたいする総
理の批判はそのままこれにも当てはまるしだいである。

A作業にたいする総理の批判は、上述のとおり痛烈であり、辛辣であり、しかも、墨
痕淋漓・想急に筆及ばずといった風書きつけてある。事務当局は、がっかりし
た。が、気をとりなおし、このつぎは「経世家的識見」を大いに發揮してごらんにいれ
ようと新たに後述D作業にとりかかった。

第4 目黒官邸における特別集会

—安全保障に関する2条約案の作成—

外務省事務当局におけるA作業、それにつぐD作業の進行とは別にこれと平行して、
総理は極く少数の方々を目黒官邸に集めて日本の安全保障と再軍備について意見を聴取
された。そしてその過程において事務当局に下命して、これら参会者の助言をえつつ、
日本の安全保障に関する二つの条約案を取りまとめられた。(この二つの条約案が、事
務当局の頭では、B作業とC作業と考えられたものである。)

I 1950年10月5日の集会

晩餐会 目黒官邸

参集者

小泉信三 板倉卓造 有田八郎 古島一雄 津島寿一 馬場恒吾 佐藤喜一
郎

(18)

岡崎官房長官 井上(孝次郎)秘書官 井口

食事につづいて、

まず条約局長から(1)講和問題の経過(列国の考え方)、(2)米国の考えているといわれる
条約の構想、(3)米国の発議にたいする各国の反応と非公式会談の進捗振りについて約3
0分間説明を行なった。

説明の内容は、昭和25年10月作成の調書「対日講和問題について」に記述してあ
るとおりである。調書の全文は、付録3に収めてある。

次に、条約局長から、大臣の了承をえて、それまでに外務省からGHQを通じ米国情
務省に提出してある英文資料について説明した。

この資料は、1946年ないし1950年にわたりわが方からGHQを通じて米国政
府に提出した平和条約関係資料であつて(1)一般問題2冊、(2)領土問題7冊、(3)政治問題
6冊、(4)経済問題18冊、(5)特殊問題3冊をふくんでいる。付録4に収めてあるリスト
について承知ありたい。

次に、質疑と意見の開陳が行なわれ、約1時間を要した。9時になつたので打ちき
り、最後に総理から「今日は初めての会合なので主に平和問題がどうなっているか、外
務省はどんなことをしてきたか、をお話した。これから講和問題について随時御協力
をえたい」との趣旨の挨拶があつた。

質疑・意見などを総合すると、次の点のはつきりとうかがえた。

- (イ) 再軍備 平和条約後日本の再軍備は必至である。日本は、安全のため再武装すべ
きである。ただし有田氏のみは財力の点からこれに反対—総理も見透しとして再軍
備は必要としつつも、平和条約ができるまではオーストラリアその他の対日危惧心
を考慮し再軍備はいやとの建前をとるべきであるとされた。
- (ロ) 民主制度 占領中行なわれた諸制度の改革について将来にわたつてこれを凍結す
るような規定は絶対に避けてもらうべきである。全員一致の意見。

このための作業を迅速にすすめるよう総理から条約局長に下命された。

- (ハ) 安全保障 事務当局の対案(総理の許しをえて参会者に説明した)にたいして
は、有田氏をのぞき、だいたい虫がよすぎる、日本を防衛してくれるからには日本
ももつと積極的に犠牲を払うべきであるとの意見がつよくでた。ことに板倉氏か
ら。

(19)

総理は、日本の安全を完全に保障するにはどういう仕組みの取極をすべきであるか、先方から求められればすぐ出せるような形にしたものを至急作成するよう条約局長に下命され、次の会合でその案を討議してみたいと付言された。

(二) 対ソ関係 多数講和ができ日本が再武装するというふうになれば、ソ連は必ずこれをもってポツダム宣言違反または対ソ攻撃的措置であると主張し、戦争状態が日ソ間に存続しておるのを利用して日本に兵をいれようとするなどの情勢が起らないとも限らない。このような事態に日本はどうして対処するか。国民一般は不安がつている（岡崎官房長官と条約局長から、ソ連がそうする法的根拠がないこと、かりにソ連がそう動く場合には安全保障取極が発動するので日本は安心してよいと答えた）。一政府は、この国民の不安を解くよう努めなければならない。

会合の詳細は、付録5に収めてある「10月5日官邸集會備忘録」について承知ありたい。なお、この備忘録にA氏とあるのは有田八郎氏、I氏とあるのは板倉卓造氏、B氏とあるのは馬場恒吾氏、小氏とあるのはむろん小泉信三氏、T氏とあるのは津島寿一氏、S氏とあるのは佐藤喜一郎氏である。

II 安全保障に関する日米条約案の作成

1 総理の下命をうけた事務当局は、総理の意向にそう日米安全保障条約案の作成を直ちに開始した。作業は、西村・高橋・藤崎の3人によつて行なわれた。作業は、10月11日終了した。条約案と説明書の2部から成る。作業に当つて藤崎と西村が最も激しく論争した。議論の中心は、国連憲章第51条を条約面に出すべきや（西村）否や（藤崎）の点にあつた（条約案第2条参照）。

条約案には表題が付けてない。条約案は条約説明書とともに総理に提出した。

2 条約案は、

前文において

「両国は、すべての国民および政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、これがため、国際の平和と安全とが国際連合憲章の目的および原則に従つて国際連合によつて維持し増進されるよう衷心から希望する。

両国は、国際の平和および安全の維持に必要なかぎり、国際連合が連合の加盟国

でない国の安全についても憲章によつて責務を有することに留意する。

日本国憲法は、日本国民が平和愛好諸国の公正と信義に信頼してその安全と生存とを保持しようとするものであることを明らかにし、また、正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求するため、戦争を放棄し軍備を保持しないことを定めた。合衆国は、かような国が安全に生存しうるような世界を招来することが国際連合の窮局の目標であることを確信し、また、かような国にたいする侵略は国際連合憲章の原則に従つて、迅速かつ有効に阻止されなければならないとの確信を有する」

趣旨をのべ

本文として、要旨

第1条 合衆国は、国際連合のために、軍備を有しない日本国の安全を確保する責に任ずる。

第2条 国際連合が日本国にたいする侵略行為の存在を決定したときは、合衆国は侵略を排除するため直ちに一切の措置をとる。日本は、憲法の許す一切の援助および協力をなす。

上記の規定は、憲章第51条の適用をさまたげるものではない。

第3条 前条の目的のために合衆国の兵力が日本国領域内に常駐することに、両国は同意する。

合衆国の兵力の駐屯地点および数は第9条の委員会で定める。

第4条 両国は、締約国の領土の保全、政治的独立または安全が脅かされていると認めるときはいつでも、協議する。

第5条 日本国に駐屯する合衆国の兵力は、第9条の委員会の決定するところに従い既存の施設を使用し、新たに施設を建設することができる。

第6条 日本国に駐屯する合衆国の兵力のための経費は、合衆国の負担とする。ただし第9条の委員会の決定に従い日本国政府が提供する既存の施設または役務についての経費は、委員会の決定するところに従つて両国政府が分担する。ただし合衆国は、日本国経済の実状にかんがみ、日本国の分担額の決定にあつては、日本国の一般民生と経済自立に支障をおよぼさないように好意的考慮を払うものとする。

第7条 日本国に常駐する合衆国の兵力は、外国に駐屯する1国の兵力が国際法上通常享有する特権および免除を享有する。

上記の規定の適用について将来の紛争を回避するため、第9条の委員会は急速に特権および免除の具体的準則を取りきめる。

第8条 両国の友好関係の促進維持のために、合衆国はその日本常駐兵力またはこれに属する個人の行為により日本国民の身体財産にたいして損害が発生した場合に、即時かつ公正な補償をなすことに同意する。

第9条 この条約の実施に関する事項を審議するため、両国の同数の代表をもつて構成する委員会を設立する。委員会は、いつでも迅速に会合しうるように組織される。委員会は、必要とする補助機関を設置することができる。

第10条 両国は、各自の憲法上の手続に従つてこの条約を批准し、批准書はできるだけすみやかに交換せらるべきものとする。

第11条 この条約は批准書交換の日から実施され10年間有効とする。

両国のいずれかが10年の期間の満了した時に、この条約を終了させる意思を期間満了の1年前に他方に通告しないときは、更に10年有効とし、以後これになるう。

いずれの場合においても、国際連合総会がこの条約を終了せしめることを決議したときは、両国はこれを受諾する。

との趣旨を規定した。

条約の全文は、付録6に収めてある。

3 条約説明書は、基本原則と逐条説明の二つにわかれ、基本原則では条約案が(イ)平和条約と別個の条約とされるべきこと、(ロ)駐兵の内容は合理的かつ明確たるべきこと、(ハ)国際連合との結びつきをできるだけ密接かつ具体的にすること一の三つの基本原則の上になつものであるとして各原則のよつてきたところ、および、それに関する情勢を説明し、さらに、逐条説明では条約案の前文および各条について趣旨を簡単に説明している。条約案作成に際し事務局3人の間で最も激しく論議した条約案第2条については次のように説明している。

「第1条において負担した米国の責任を実際に実行する方法を述べたものである。米国が日本の安全を確保する責任を負担したからといって、直ちに、国際連合憲章を無視して一切の行動をとることができるというのではない。どこまでも国際連合をたてて、その欠陥を補うものである。その欠陥というのは、実際に、その決議を強制す

る軍隊を有しない点であり、この点について、米国が国際連合の決議に従つて実力を行使することを規定する。ただし、これのみでは不十分である。すなわち自衛権の発動を必要とする場合であつて、この場合は、米国の兵力は、連合の決議の前に行動することが認められなければならない。第2項の憲章第51条の適用を妨げないとは、これを意味する」

説明書の全文は、付録7に収めてある。

Ⅲ 非武装および軍備制限を中心とする安全保障条約案作成の下命

1950年10月21日午後、総理は、条約局長を目黒官邸に招致して(イ)日本・朝鮮の非武装、(ロ)一定地域の空軍基地の撤廃、(ハ)西太平洋における海軍の縮少を基幹とする安全保障条約案の作成を下命された。

この構想は、上記10月5日の目黒官邸における特別集会の席上総理から披露され参会者の意見をたたかれたものである。

Ⅳ 1950年10月24日の集会

午前10時から会合 目黒官邸

会議を終えて午餐会 総理午餐会に参加 席上意見交換

参集者

川辺（虎二郎）元大将 下村元大将 辰見元中将 榎本元海軍教授

外に井口、井上、西村

1 まず、条約局長から

(イ) 非公式会談の進捗振り

(ロ) 米国の対日講和七原則

(ハ) 日本の安全保障についての考案

1. 日米取極案

2. 非武装を中心とする理想案

の順序で説明した。そのあと、安全保障問題を中心に意見を交換した。

2 米国政府の対日講和7原則の全文はその後1950年11月24日にいたって国務省から公表された。したがって会議の席上条約局長が与えた説明は、それまで新聞報道として米国から伝えられた諸情報を総合したものである。説明の台本は、10月25日付「米国の対日講和7原則」なる作業である。この作業は、上・中・下の3段にわかれ、上段に7原則（10月6日のUP電により、必要に応じヘラルド・トリビューン、INS、APを参照した）を掲げ、中段でこれを解説し、下段に批判を掲げる。序文に「ダレス米国務長官顧問は、10月14日の記者会見で、「米国は来週はじめ、ソ連を除く全極東委員会構成国にたいし、7項目からなる米国の対日講和条約草案について交渉を開始するだろう」と言明して（レイク・サクセス10月14日AFP）、いわゆる対日講和7原則の存在を認めた。

この7原則については、これよりさき、10月6日レイク・サクセス発UP電により権威筋の情報として報道されたものをはじめとして、13日のニューヨーク・ヘラルド・トリビューン社説、15日のレイク・サクセス発INS電、22日レイク・サクセス発AP電も同趣旨のものを報じている。この7原則の内容は、9月15日国務省担当官が対日講和の構想を明らかにして以来の諸般の情報と符合しており、信憑性があるとみられる。細部のところは不明な点も少くないが、一応この7原則について検討を加えてみる」

とあるのは、当時、事務当局が熱心に米国の対日講和の構想を掴むべくいかに懸命になっていたかをものがたるものである。

3 議事は、参集者が軍事専門家である関係上、当然ながら再軍備と安全保障を中心に行なわれた。

議事の概要は、

下村、辰見

再軍備は時日を要する。連合国の日本非武装化ははなはだ成功している。精神的非武装化においてとくに然りである。したがって、平和条約が日本に再軍備の途をひらき、そして、日本が再軍備に乗りだしたからといって、米軍がサツと撤退するようなことがあつては、大変である。米国の軍事的援助を日本にひきつけておくよう留意しなければならない。米国が一方的に撤退することがないように条約でしば

る必要がある。米国の国民性は、引くとなるとあつさり引く。また、欧州第1主義だから、欧州の情勢が悪化するといつ極東兵力を欧州に移すかもしれない。かようなことがあつては、日本の安全は心配である。

榎本

だから、条約上日本が米国に与える利益を大きくしておかねばならぬ。

辰見

再軍備はまず陸上兵力から行われ、次ぎに海上兵力となろう。空軍は最後に許されると思う。近代軍備としては、空軍がなければ意味をなさない。

榎本

朝鮮動乱にたいする国連の介入は、実にうまくいった。しかし、将来どこかで侵略が起つても、朝鮮でのようにうまく取り運ばれるものと前提して、日本の安全保障を考えるのは危険である。

辰見

同感。朝鮮動乱で国連軍が成功したのは、手近かの日本に陸軍が駐屯していたからである。空軍と海軍だけでは、侵略を阻止できない。北鮮軍にたいしてすら、国連軍はあれだけ苦戦した。仮りにソ連軍だつたとしたら、容易なことではないであろう。日本の非武装化は、よくできすぎている。軍人として弱音をはくようだが米軍の撤退が一方的に行われることのないよう留意してほしい。

川辺

日本の再軍備は、非常に困難である。日本は、平和に生きるという新しい行き方に徹底し、あるいは、交渉上のかけひきとしてでも、第1に、非武装を生かしてゆくことを考ゆべきである。したがって、現実性は別問題として、中立地帯案のようなもので行く。それがうまく行かないときに、戦争を前提とした米軍の駐屯を認める条約を承認すべきである。

下村

非武装地帯案は、日本の理想を示すもの、または、会議のかけひき上使うものなら、賛成する。日本の安全保障をそれに求めることには、反対である。軍事的にみて、非武装地帯は実効がない。有効たらしめるには、地帯を非常に広いものにし、かつ、監視しなければならぬ。双方とも実行不能に近い。そして戦勝国が一方的に

義務を負うことになる。これまた実行不能に近い。非武装地帯案は、現代の戦争の性質からして、成り立たない。

榎本

非武装地帯には監視が必要である。

下村

監視は事実上できぬ、ヴェルサイユ条約の実施委員としてドイツの非武装の監視にあたった体験から、できぬと断言する。非武装地帯案に賛成しない。

榎本

非武装地帯案では、実施上絶えず問題が起つて、かえつて条約国間の国交を阻害する。

辰見

かけひきとしても疑問がある。米国が日本に再武装させて対ソ防衛を固めようとしているところへ、かけひきとしてでも非武装地帯案をもちだすのはどんなものだろうか。

川辺

日米間に駐兵協定があつても、安心できぬ。欧州に問題が起これば、米軍は欧州に行つてしまう。世界から戦争をなくす方向に考え方を向けねばならぬ。

下村

日本が再軍備する場合に、日本軍とするか国連軍とするか、面子にとらわれないで、実質的に「日本が軍隊をもつ」ということが達成されればいい。

榎本

海軍がないと通商の保護ができぬ。密輸、海賊の取締りもできぬ。日本は、海軍をもたねばならぬ。

下村

当初から陸軍と海軍とは一本として考えねばならぬ。陸軍と海軍とができてから、いつしよにすることは到底できない。スタートから一本として考えてゆきたい。

川辺

空軍のない軍というものは、考えられない。せめて偵察と連絡のための空軍、そ

それに戦闘機は、もちたいものだ。

下村

警察予備隊の性質であるが、ジュネーヴ軍縮会議では、警察予備隊は軍隊の組織団体の部類にいれられ取締の対象とされていた。

榎本

日本の再軍備の芽は、もう、警察予備隊というもので生えている。

川辺

濊・比等の懸念を安んずる意味で、日本が軍隊をもつ場合、どの程度のものをもつべきであるかを考えておく必要がある。私見では、国土防衛を目的としスイスの軍隊を手本にして考えれば、関係国と妥協できる案が生れはしまいか。スイスの軍制、軍備の程度など調査してみる必要があろう。

というのであつた。要するに

- (イ) 日本の非武装化は非常に成功している。日本の再軍備は必要である。しかし、困難な事業である。
- (ロ) 米軍の日本駐屯によつて安全を保障する考案は、日本に軍備がないということが理由になつてゐる。だから、日本の再軍備が発足する場合、米国はあつさり撤兵しないとも限らない。日本は再軍備したところで、国の安全を保障しうるものではない。米国の軍事的援助が必要である。あつさり米国が撤兵しないよう条約でしばつておく必要がある。
- (ハ) 非武装地帯案は、軍事的に成り立たない。政治的にも実現性はない。国の安全保障の途としても有効でない。しかし、世界から戦争をなくしたいとの日本の理想を生かすため、または、会議のかけひき上まずもちだし、うまくゆかないときは米国の考えている駐軍案を受けるといふのであれば賛成する。川辺大將のみは、非武装地帯案に理想案としての価値を認め、日本は世界から戦争をなくすという考えですむべきであるとする。

ということになる。

4 総理帰邸されて午餐となつた。

食卓で、冒頭、総理から軍人追放の一部解除を披露され列席者大いに感銘の体であつた。

ついで総理の求めによつて条約局長から午前中に開陳された意見の要旨を説明した後、下村大将が持参された書きものを読みあげられた。

書きものは、「講和に伴う諸問題研究のための基本的私見」と題し、「講和に伴う軍事諸問題において最も重要なる点はわが国の安全保障、さらにこれを煎じつめれば軍備をいかにするか点に帰着する」という立場から、「適時軍備を再建する必要」、「講和条約中にわが国の再軍備を全く禁止する条項が生ることはなんとかしてこれを防止せねばならぬ」こと、「軍備再建が認めらるる場合においても国連（やむを得ざるも特定の国）による安全保障の手段はこれを最大限度に確保しておかねばならぬ」こと、「わが国の周辺外地に中立非武装地帯を設けんとする考案は連合国側からすれば片務的制約といえるから成立の可能性乏しく、わが方からみてもその軍事的価値は重大でない」こと、「軍備再建は相当の年月を要するので今から予備的施策・新軍の構想・実質などについて具体的研究にとりかかることが肝要である」ことなどを訴えられたものである。

読みおえられた大将は、さらに、補足として今後軍事関係事項の研究討議の進め方について具体的に見解と希望をのべられた。その詳細は、大将みずからつづられてメモとして書きもののうしろに添付された。付録について、参照ありたい。

総理から、

(イ) 日本の再武装については、平和条約ができるまでは、再武装はご免こうむるといふ建前をとりたい。それがためには、では日本の安全をどうするつもりかと聞かれるにきまつているので、その際、非武装地帯とか艦船の出入禁止とかいつたような考えを盛りこんだ理想案を提示したい。理想案の作成に力をかけてもらいたい。（話しの間にダレス顧問一同氏はこの年の6月来日しマ元帥・総理と会談している一との会談の内容を詳しく話され、また、日本の安全保障（駐兵）に関するマ元帥の意見も紹介された。下村大将は日本の安全のため日本内地に米軍が駐屯することが絶対に必要であるといふ主張された）。

(ロ) 日本の再武装といつても、一朝一夕のできる仕事ではない。立派なものをつくるためには、事前からよく研究し準備しておかねばならぬ。それについてもお力添えをおねがいする。

という趣旨の話があつた。

最後に、次回から堀元海軍中將を加えることにきめられた。

5 1950年10月24日の集会の議事要録は、付録8に収めてある。

議事要録は、午前の総理をぬぎにした席上での参会者の開陳意見を記録したもの（表紙に「参集紀事 25年10月24日」と書きいれてある）と総理帰邸後午餐の席上でのべられた総理の話しおよび参会者の意見とにはつきり区別される。

午前の会合には総理の顔がみえなかつたので参会者は再軍備と安全保障について齒に衣をさせず赤裸々にその抱懐する意見をのべられた。条約局長は、後刻これは総理に伝達しなければならない意見であるので、丹念にメモをとつた。そのメモによつて作成したのが「集合紀事」である。「集合紀事」は1部総理に提出した。閲読された総理は、そこに書きしるされてある参会者の遠慮のない意見に氣をとめられたのであろう、数日後表紙に

「本記録へ参加委員の認証を得たるや」

と筆で書きいれて条約局長にもどされた。事務当局は、しかし、とくに参加各位の確認をえるようなことをしなかつた。

午餐の席上下村大将が読みあげられた書きものは、付録9に収めてある。

1950年10月25日付「米国の対日講和7原則」は、付録10に収めてある。

なお、川辺大将のスイスの軍制・軍備などを調査しておくようにとの要望に応じて、当時、事務当局の作成したメモは巻末の「資料」のなかに印刷してある。

V 「北太平洋6国条約案」の作成

上記Ⅲに説明したように10月21日総理から非武装および軍備制限を根幹とする安全保障条約案を起草するよう下命をうけた事務当局は、前記Ⅳの目黒官邸における特別集会で開陳された軍事専門家の意見をしんじやくして、討議基礎案ともいふべき案を起草した。題して「北太平洋6国条約」というもの、これである。

この条約は、前文で

「この条約の締約国は、相互に、かつ、すべての国民および政府とともに、平和のうちに生きようとする願望を再確認し、これがため、国際の平和と安全とが国際連合憲章の目的および原則に従つて国際連合によつて維持し増進されるよう衷心から希

望する。

また、締約国は、世界の繁栄と福祉の増進が、北太平洋地域の安全と平和の維持にかかることの大きさを認め、この地域の安全と平和を維持し助長するため、そのすべての努力を結集し誠意をもつて相互に協力する深い決意を有する」

ことを明らかにし、本文は11条で

第1条 日本の非武装

第2条 韓国の非武装

第3条 軍備制限地帯の設定

「米国・中華民国・英国およびソ連邦は、東は東経140度、西は西経110度、南は北緯20度、北は北極の線によつて囲まれる地域内における大陸たると島しよたるとを問わず各自の領域において保有するその陸海空軍の戦力について第4条ないし第8条に定められる制限に従うことを約する」

(注 本条の東経と西経の東と西は逆にせねばならない)

第4条 非武装地帯の設定

「(1) 中華民国およびソ連邦は、おのおの、大韓民国との国境線に沿い、この国境線から100キロメートルの範囲の自国領域を完全に非軍事化し、かつ、非軍事化したままにして置かねばならない。

(2) ソ連邦は、南千島を完全に非軍事化し、かつ、非軍事化したままにして置かねばならない。

(3) 前2項の非武装地帯における防備施設および軍用施設ならびにその施設の武装は、破壊し、または、撤去しなければならない。

これらの防備施設および軍用施設は、重要性および実際の保全状態または構造状態のいかんを問わず、金属製、石造もしくはコンクリート製または岩石内にうがたれた、砲兵および歩兵の、群を成しているか、または、分散している防備施設、あらゆる型式のトーチカ、兵員、需品および弾薬のための防護をほどこされた設備、観測所ならびに軍用ケーブル路のみをふくむものとする」

第5条 陸軍条項

「(1) 米国・中華民国・英国およびソ連邦は、軍備制限地域内における各自の領域においてその保有している陸軍兵力のためにする防備施設および軍用施設ならびにその施設の武装が、条約の署名の時ににおける現状を維持すべきことを約する。

(30)

(2) 米国、中華民国・英国およびソ連邦は、軍備制限地域内における各自の領域においてその保有する兵力を各自の領域の防禦に必要な限度に止めておかねばならない。」

第6条 海軍条項

「(1) 米国・中華民国・英国およびソ連邦は、軍備制限地域内における各自の領域においてその保有している海軍兵力のためにする防備施設および軍用施設ならびにその武装が条約署名の時ににおける現状を維持すべきことを約する。

(2) 米国・中華民国・英国およびソ連邦は、軍備制限地域内における太平洋において各自の保有する海軍兵力が左の限度をこえざるべきことを約する」

(限度表は、専門家に作成してもらうため、空白にしてある)

第7条 空軍条項

「(1) 米国・中華民国・英国およびソ連邦は、軍備制限地域内における各自の領域においてその保有している空軍兵力のためにする防備施設および軍用施設ならびにその施設の武装が条約署名の時ににおける現状を維持すべきことを約する。

もつともいかなる場合にも航空機の滑走路の長さはメートルを超過してはならない。現存の滑走路であつてこの制限を超過するものは、超過する部分を撤去または破壊しなければならない。

(2) 米国・中華民国・英国およびソ連邦は、軍備制限地域内における各自の領域において一切の爆撃機を常時駐屯せしめてはならない」

第8条 撤去または破壊の期間

第9条 国際連合への委託

「締約国は、条約の実施を確保し、かつ、常時監視する責務を国際連合に委託する。

締約国は、この目的のため、国際連合がその決定または勧告によつてとる措置を受諾し、かつ、誠実に履行することを約する。

締約国は、締約国の一が条約の条項に違反しているという疑いがあるときは、共同してまたは個別的に国際連合の注意を喚起し、その即時かつ適切な措置を求めることができる」

第10条 連合憲章の優越性の保護

(31)

第11条 批准と期間

から成っていた。

条約案全文は、付録11に収めてある。

Ⅶ 1950年10月31日の集会

午前11時ないし午後1時 目黒官邸

参集者

川辺 下村 辰見 堀 榎本

井口 井上 西村

軍事専門家の第2回会合である。

この会合では、非武装と軍備制限を中心とするわが方の提案を考察した。

(イ) 条約の適用地域の範囲

(ロ) 非武装地帯の場所と範囲

(ハ) 陸軍と海軍と空軍の制限の方式

とといった点について意見を交換し、だいたい結論がえられた。

この会合に議論の基礎材料として提出されたのが、前項で説明した事務当局起草の「北太平洋6国条約」である。この条約案は、軍事専門家たちが取りあげた問題点をすべて取りあつかい、しかも、規定の趣旨も専門家たちの考え方とそうくいちがわないものであつた。ただ、非武装地帯を広め台湾・南樺太なども包含せしむべきである、非武装地帯にたいし外国兵力の立ち入り制限を規定すべきであるなどいろいろの批判があつた。下村大将の書きものとして提示された修正意見は、付録12に収めてある。

しかしながら、日本がこの種の提案をするとして、このように完備した条約案の形とせず、もつと漠とした原則をのべた文書にするのが適当であろうというのが全員一致の見解であつた。そしてこの日の討論の結果をしんじやくして原則的な提案を盛つた文書を新たに作成し、さらに検討をくわえて、最終的意見を取りまとめて総理に差しだそうということになった。

この日の議事要領については付録18に収めてある1950年12月26日の特別集会の議事要録の別添2「安全保障に関する研究の経過」を参照ありたい。

Ⅶ 北太平洋地域の平和および安全の強化のための提案の作成

上記特別集会の結論にしたがい事務当局は、11月7日、次回特別集会の討議の基礎とするため「北太平洋地域の平和および安全の強化のための提案」（第1次案）を作成した。

全文は付録13に収めてある。

この案は、その後修正を加えられて、12月20日付の「北太平洋地域の平和および安全の強化のための提案」（第2次案）として後記12月26日の特別集会において軍事専門家によって審議された。

第2次案における修正の主なものは、(1)「根本方針」の第1項の括弧内の文章の末尾「.....補完されているので、国際連合に信頼していいであろう。」が「.....補完された。」となつたこと、(2)「根本方針」第2項の日本と大韓民国の非武装のつぎに「...同時に平和条約によつて日本から分離せられるであろうその他の地域をすべて非武装とし、くわうるにこれら非武装地帯の周辺一定の地域において主たる連合国が.....」とあつたところを「.....同時にこれら非武装地帯の周辺一定の地帯において主たる連合国が.....」とした、すなわち平和条約によつて日本から分離される地域の非武装を削除したこと、(3)上記根本方針の修正にともなつて「具体的措置要領」（第2次案では「具体的措置」となっている）の「非武装」（第2次案では「非武装国」）のところで(イ)平和条約によつて日本から分離されるであろう地域に関する項と(ロ)非武装の定義を削つたことなどである。

Ⅷ 民主化のための諸改革についての調査研究

1950年10月5日の目黒官邸第1回の特別集会において参会者一同が来たるべき平和条約で占領中行なわれた諸制度の改革について将来にわたつてこれを凍結するような規定は絶対に避けてもらふべきであるとの意見に一致したこと、および、総理からこのための作業を迅速にすすめるよう事務当局に下命されたことは、すでにのべたとおりである（I 1950年10月5日の集会の項参照）。

命をうけた事務当局は、関係省・庁・機関について調査し関係資料を収集し、これら

を基礎として11月9日「民主化のための諸改革に関する問題点」なる作業をとりまとめた。

資料は、(1)独禁法と事業団体法に関するもの（公取委関係）、(2)地方制度に関するもの、(3)警察制度に関するもの、(4)労働条件に関するもの、(5)財閥解体・過度の経済力集中排除・独占禁止に関するもの、(6)社会保障制度に関するもの、(7)労働問題に関するものなどをふくみ、とくに最後の労働問題に関するものは、(イ)基本的事項と(ロ)説明および(ハ)付属参考資料の三つより成る大部のものであつた。これらの資料は付録14に「民主化のための諸改革についての研究資料」として一括して収めてある。

これらの資料を基礎として事務当局においてとりまとめた作業「民主化のための諸改革に関する問題点」は、これに反し、きわめて簡潔な文書であつて

「平和条約では、基本的人権の保障に関する規定が置かれるくらいで、それ以上の政治上の制限は設けられないかもしれない。しかし、占領管理下において、政治・経済・社会・教育等の方面で行われた民主化のための改革について、日本の後退にたいする保障的な規定が設けられるとすれば、一応問題となるのは、(1)軍国主義的諸団体の禁止、(2)戦争犯罪人およびある種の追放者にたいする措置の維持、(3)地方分権、(4)警察制度、(5)労働条件および社会保障制度の国際水準維持ならびに労働者の団結権の保障および労働組合の発展の援助、(6)財閥の解体・過度の経済力集中排除および独占禁止等の確保、(7)農地改革の維持等であろう。そのなかで現実的に問題になるのは、(1)経済関係の諸制限、(2)労働関係の諸制限および(3)警察制度に関するものである」と前置きして、第1に経済関係、第2に労働関係、第3に警察制度について前記資料に詳細のべられてある民主化のための諸改革の趣旨とその今後の在り方にたいする希望をのべ、最後に結論として

「占領管理下に設けられた諸制度には、その目的がじゅうぶんに達成せられず、また、実情に即さないため空文に帰しているようなものは相当あるが、積極的に害悪となつていものはさほど多くはないといえよう。経済関係では、独占禁止法と事業者団体法、労働関係では、労働基準法、それに警察制度について、現在部分的に行過ぎになつてい改革を緩和することくらいであろう。民主主義の確立ということは、もとより、新日本の国是であるべきであるが、平和条約の規定により現行法令の末に至るまで動きがとれなくするということは、民主主義の根本精神に反するといわなければ

ばならない」

としている。

作業の全文は、付録15に収めてある。

Ⅹ 1950年11月16日の集会

晩餐会 目黒官邸

午後6時ないし9時半

参集者

総理のほかは 古島一雄 馬場恒吾 津島寿一 佐藤喜一郎 板倉卓造

横田喜三郎 荒川昌二、

菱刈（秘書官） 西村

1 議題は平和条約一般であつたが、論議は民主化のための諸改革と安全保障と再軍備を中心に展開された。なかなずく再軍備の是非について最も熱心に討議された。

2 西村から、まず、第1回集会（10月5日）後の対日講和問題の推移を簡単に説明し、それに付加して、前回の会合で問題となつた「占領中に行なわれた民主化のための諸改革」について外務事務当局において調査研究した結果を紹介した。紹介の要旨は、上記付録15に収めてある「民主化のための諸改革に関する問題点」にあるとおりである。

3 席上開陳された主な意見は、下記のとおりである。

(1) 民主化のための諸改革

佐藤

労働基準法は行き過である。例えば、本年の年末は日曜である。銀行は年末だから休むわけにゆかぬ。この日曜1日店をあけるため東京の銀行11行で5千万円手当をださねばならぬ。米国の銀行には労組はない。日本にはある。便法を講じたらいつても一総理が「なにか便法を設けられぬか」といわれたので一基準法が許さぬ。労組が許さぬ。

津島

民主化だが、オーストリア平和条約草案をみても非ナチズム化だけが明文規定となつており、それも抽象的な規定である。具体的に民主化のための改革をとりあげ

て規定されたくない。米国もそんな考えはないだろう。

(2) 領土問題

総理

米国の7原則のうちの領土条項。これはヤルタ協定をうごかすものといえるか。
(西村の説明のうちにそういったことをいつたのにたいし念を押されたもの。南樺太・千島の地位を4大国で協定すること、1年で協定ができないときは国連総会の決定によろうという提案は、南樺太をソ連に返還し千島をソ連に引渡すと協定した英米ソ3国のヤルタ協定を再審議しようとするものでヤルタ協定をうごかすものと考えるとくりかえし説明)。

横田

台湾・南樺太などに関する7原則の提案は、カイロ宣言やヤルタ協定そのままで動かそうとする趣旨ではなく、ソ連・中共が平和条約にはいつてこないものだから、問題の決定を延期しようとするものと考えたい。

(3) 安全保障

板倉

多数講和となるとすれば、非武装と武装制限を中心とする安全保障案は成りたたない。

日本が現実を考えねばならぬのは、共産勢力にたいする日本の安全である。とすれば、この案は日米関係ととんちんかんになる。

横田

現実の国際情勢は、非武装と武装制限を中心とする安全保障案の成立を許さぬ。日本の希望として持ちだすのなら意味はあるが。

客観情勢からみて、日本としては、米国の考え方に賛成していいではないか。

国連が日本の安全をひきうける時期は国連が決定することとし、それまでの間、米国の考えている方式を受けいれてよからう。

津島

非武装と武装制限を中心とする安全保障案は、つくつておいて、ソ連と中共が平和条約にはいつてくるまで棚上げしておこうという意味のものであろう。

日本の安全保障については、国連の保障と東亜の地域的集団保障の2つでゆけば

いいと考える。昔の中国が連盟と9国条約の2つでいつたのに近い考えである。ソ連も中共も加入しようとすれば加入できるものをつくり、これを国連による保障にくわえて、日本の安全を確保しようという考えである。

小笠原・沖縄を信託統治にするのは、米国の軍事上の必要からきたものだろう。だから上述の安全保障案から小笠原・沖縄が非武装になるような条項は取りのぞくべきである。

(4) 再軍備

横田

国連が日本の安全をひきうけるようになったとき、日本は軍隊をもつべきか、どうか。その時期になつて決定すべきで、今から決定すべき問題ではない。現在のところ、日本は軍隊をもたないという方針をとるべきである。

板倉

日本は軍隊をもつべきである。軍隊をもたないで自国の安全を他国にゆだねようというのは、虫がよすぎる。

横田

日本が軍隊をもつことに疑惑をもつ諸国がある。軍隊をもてば、これを強くしたがる。軍国主義が再現する。軍隊をもつべきでない。

板倉

戦争をするような大きな軍隊をもてというのではない。国を守るには、国民がまず血を流さねばならぬ。国連軍が援助にくるまでもちこたえるにたる最小限の軍隊をもてというのである。

濠・比などの主張がとおつて日本に軍隊をもたさないということになれば、もちろん、軍隊をもたないこととする。

佐藤

板倉さんと同感。日本が無軍備でゆけば、結局、米国の負担となる。米国は、この負担を永久に負つてゆくことはできない。

横田

先方がもてというならもつ、こちらからもちたいというに及ばぬ。

板倉

自国を守るため軍隊をもつことは、民主主義に反しない。

横田

小軍隊をもつ。それを強化したくなる。民主主義に徹した国民でないかぎり、軍国主義になる。日本の民主化がもつとしつかりなるまで、日本から軍隊をもつようはたらきかけることは遠慮すべきである。

板倉

戦争はきらいだという気分は国民に浸透している。

津島

対外的には「軍隊はもたぬ」でゆく。「日本は軍隊をもちたくない」とはいわぬ。板倉さんと横田さんとの間に、つきつめれば、大きな違いはあるまい。表現の差ではないか。

軍隊は、いやだいやだでゆく。外からもてといわれたら、もつ。その軍隊は、日本の国軍であつてもいい、国連軍の一部であつてもいい。

板倉

再軍備には憲法改正が必要である。人民投票の結果は反対が多いかもしれぬ。社会党内閣ともなれば、とくにしかりである。最近の朝日の民論調査は、再軍備賛成51%になっている。憲法改正はできぬかと心配しておつたが、この調査結果をみて、改正はできるかと思つた。

横田

再軍備について、軍国主義復活の可能性を憂える。今日の再軍備賛成者にはそういう分子が多い。

馬場

共産陣営に吞まれないためには、再軍備は必要だ。朝鮮動乱でそれがはつきりした。

総理

麻薬や奴隷売買のように共産党をアウトローする国際条約は考えられぬか。最近のオーストラリアの共産党非合法化や米上院における非合法化案を資料にして理想的な条約案をつくつてもらいたい。(条約局長にたいし要望された。局長は「やつ

てみましょう」と答えておいた。実際にはなにもせずにすました)。

(5) 経 済 条 項

津島

平和条約実施後6箇月の間戦勝国政府は戦前の通商航海条約を復活さすかどうかを通告する権利があることにイタリア平和条約ではなっている。日本の場合、5年以上もたつて平和条約ができ各国とも日本との通商関係をどうするかを考える余裕がじゅうぶんあつたんだから、この6箇月の期間にはできるだけ短縮してもらうよう努力されたい。条約締結を促進するのがねらいである。

(総理から、戦後の通商条約をどうするかについて用意しているかとの質問があつた。条約局長から、すでに研究を終え、わが方の提案したい通商航海条約草案をとりまとめ印刷してあると答えた。総理から、次回会合の節参集各位に配布するようお願いされた)。

(6) 外務省機構問題

荒川

親交あるノースウエストのキング氏は、日米関係の平常化は来年3月までに完了すべしと相当根拠ある筋からの情報として申しているが、外務当局では時期についてなんらか情報をもたぬか。

(条約局長から、特別の情報はいちあわせぬ。ただ、平和条約の成立後の外務省の機構について、とくにGHQ外交局の希望に応じ接触しておる事実がある。そのうち、平和条約実施のため、とくべつに大きな機構の必要はないであろうとの外交局係官の意向くらいが特種の情報とも申すべきか。このことは次官から聞いた話であつて、総理もご存知かと存ずるが、といったところ)

総理

外務省の機構問題で一番むづかしいのは通商局問題である。米国式に外務省に通商局において対外貿易関係を外交と一元的に運営するか、英国式にボード・オブ・トレードのようなものにおいて二元的にやるか、どちらがいいか、自分として判断がつきかねている。どちらがよからうか。

津島

外では領事が通商事務をやる。領事を外務大臣が主管することとするか。ポー

ド・オブ・トレードが主管することとするか。共管ということにするか。共管にすると、本属長官すなわち身分決定権をもっている方の力が大きくなる。共管にすると、領事と外交官の交流が困難になる。どうすればいいか。むずかしい。

(総理はじめ、みな、むずかしい問題だ、むずかしい問題だ、をくりかえすうちに食卓は散会となつた)。

4 当日午前、総理は当日夕官邸における特別集会における民主化のための諸改革についての条約局長の説明の内容について指示された。指示の趣旨は局長説明の結論のところに盛られてある。

特別集会の紀事は、付録16に収めてある。

X 有田元外相の安全保障に関する意見書

目黒官邸における第1回の特別集会に出席された有田元外相は、支障あつて前記11月16日の特別集会に出席されなかつた。出席して意見をのべることのできなかった同外相は、集会の前日、日本の安全保障に関する意見を書面にしたためて総理の手許に提出された。

有田元外相は、

「米国では日本を再武装せしめることおよび米国軍を一時日本に駐屯せしめておくということを考えておるようであるが、現在の国際情勢からみて、一応已むをえないことと思われる」

と説きおこし、しかしながら、日本が再武装することについてはいろいろ難問があるとして(イ)憲法の改正、(ロ)太平洋諸国の根づよい反対、(ハ)わが国民をふたたび軍国主義の方向をとらしめる危険などを指摘される。

そのうえで、おもむろに、米国の要望に応じて日本はいかよう、また、いかに再武装をなすべきであるかについてその抱懐される意見を展開される。

「日本が再武装するとして米国はいかなる程度の軍隊を日本に期待するのであろうかということを考えてみると、抽象的にいえば侵略国が日本領土を侵犯しようとするとき駐屯米国軍とともにこれにたいして一応の抵抗をなし国連軍等の来援までもちこたえうる程度の軍隊というくらいのものではなからうか。そうだとすれば数箇師団の

陸上部隊以上にでないものであろう」

と、まず、米国の要望する日本の再武装の規模を予想され、つぎに

「数箇師団の近代軍隊を新設・維持するにいくばくの費用を要するかは、現在の自分としてつまびらかに知るよしもないから、これが日本の財政経済にいかなる影響を与えるかを断言することはできないが、それが相当巨額にのぼり朝鮮・台湾・樺太・千島を失つた日本ことに敗戦後の立直りもできていない今日の日本にとつて容易なことでないことだけは想像に難くない。……数箇師団の新設・維持がもし日本の経済財政を破綻にいたらしめるものであるとしたら、日本として無条件に受諾することはできないであらうし米国としてもその経費全部を日本に負担せしめるようなことはしないであらう」

と、再武装にともなう財政経済上の負担をどう解決するかを明らかにされる。

しかし、再武装が困難でなさそうに見えるのは一見そうであるにすぎないのであつて、よくよく考えるといろいろ難点があるとして、困難な事由をならべてゆかれる。

第1は、要員の問題である。

「……比較的容易に、かつ、安価に確保する方法は徴兵にあると思うが国民のなかには徴兵に反対する空気が相当に濃厚・強烈であらうことは想像に難くないから日本再軍備の場合には志願兵形式によらなければならない。こうなれば人件費は相当巨額にのぼるであらう」

第2は、太平洋諸国の反対である。

「無理やりに押しきろうとすれば押しきれないこともあるまいが、日本将来の経済発展にいくたの障害を残し日本排斥の口実を与えることになるであらう」

第3は、憲法上の困難である。

「国防のための軍備なら憲法第9条にいていよくすることなくして持ちうるの議論があるかもしれないが、新憲法制定当時のいきさつからみると国家のセキュリティを維持するためでも戦争はできないというのであるから日本が再軍備をしようとすれば憲法を改正せねばならぬことは明らかなようだ。

しかるに憲法を改正するについては種々考慮すべき問題がある。まず、国家の基本法の改正はいやがうえにも慎重でなければならぬしやしくも朝令暮改の譏のあるようなことは厳に慎まなければならない。物事は初めが大切である。なるほど憲法は国

家・国民の利益のために作られたものであるから必要に応じこれを改正することはなら差支えない。今や国際情勢に予測しえなかつた大変化が生じたのだからこれに即応して憲法第9条に変改を加えることは当然であるともいえようが、新憲法のあの条項は一大理想をかかげて範を世界に示そうとしたもので非常な信念と覚悟がなければできなかつたことである。それだけにできるだけこの理想を守るのでなければ民族のプライドもなにもあつたものでない」

第4は、軍国主義に逆戻りする危険である。

「憲法を改正して再軍備に乗りだせば、まだ完全に民主化されていない国民を軍国主義に逆戻りさせる危険がはなはだ大きくなる」

このように解明された後、

「国際情勢に予測しえなかつた変化が起つたことはこれを認めるが、それはむしろ一時的現象とみるべきものと考え。殊に米国の日本に期待するところが日本人から成る数箇師団の軍隊を新設維持する程度のものであるとするならば一時的・臨時的手段方法でこれに対処すべきで、国家基本法の、しかも高遠な理想を掲げた条項にふれるようなことはすべきでない。また、隣国の猜疑を招き軍国主義の抬頭を刺戟する結果となるようなことは、この際、極力避くべきである」

として再武装を不可とされ、これに代えて

「(イ) 日本は再軍備をしない。したがって憲法も改正しない。すなわち外部からの侵略に対抗する日本の軍隊を新設しない。その代り日本政府は日本に駐屯する国連軍もしくは米国軍の一部を成す数箇師団の日本人部隊要員を志願兵の形式によって供給することを斡旋する。

(ロ) これらの軍隊は、国連軍もしくは米国軍なるが故に、その創設維持の費用は原則として国連もしくは米国政府の負担とするも日本はその経済・財政を破綻せしめない範囲内において年々若干の費用を国連または米国政府に支払う」

こととしてはどうかと提言される。そして、この考えにたいしては「国連や米国にたいする協力の不十分を示すものだ」という批評があるかもしれないが、日本のセキュリティは日本ばかりでなく米国のセキュリティであり太平洋のセキュリティでもあるのだから（本年1月プレスクラブにおけるアチソン長官の演説）日本の負担しきれないもの、または、日本が引受けてやるのが得策でないような事柄を国連もしくは米国に負担して

もらつたり代行してもらつたりすることは決して不当なことではない」と結ばれる。

日本の再軍備を不可としつつこれに代わる具体案を提言した首尾一貫した論策である。

総理は、上記16日の目黒官邸の特別集会の際有田元外相の意見書を条約局長に手渡された。局長は、翌日熟読しファイルにつづりこみ保存した。

有田元外相の意見書全文は、付録17に収めてある。

X 1950年12月26日の集会

正午ないし2時 目黒官邸

参集者

堀田（元大使） 司会

下村 辰見 堀 榎本

井口 菱刈（秘書官） 西村

1 軍事専門家の第3回の特別集会である。ここで総理の要望課題である非武装・軍備制限を中心とする安全保障方式にたいし特別集会としての答申を取りまとめた。

2 議事は、まず、条約局長の最近の対日講和問題の動きに関する報告にはじまつた。

報告は、「講和問題の推移—安全保障を中心として」と題するメモによつたものであつて、

(イ) 11月23日付ソ連邦が米国提案とソ連の覚書を公表したので国務省も24日ふたつの文書を発表し、また、12月4日中共政府も「米国の提案とソ連の覚書を検討したうえ」声明を発表したので、米国の対日講和の7原則およびソ連・中共の態度がはつきりわかつた。米国覚書の4項、ソ連覚書の4項・5項、中共声明の5項・6項が日本の安全保障に関係する部分である。

(ロ) 9月中旬から開始された米国の非公式会談の結果はどうかというと、米国としては国連総会の開催中に一応の結論をえたいと希望していたようであるが、ふた月以上も前に米国の提案をうけとつた12国のうちソ連・フィリピン・オーストラリア3国しか回答していない、しかも実のある回答でなく解明を求めるといつたもので、米国当局は失望している。ダレス顧問とアリソン課長は対ソ回答を準備中であるがソ連の主

張を全面的に拒否し必要とあらばソ連をのぞいて講和を進める意向を明らかにするだろう。

(イ) 朝鮮動乱の形勢逆転で米国は対日講和の延期を考慮せざるをえないだろうとの報道があつたが、米国最高首脳筋はつよくこれを否定し「朝鮮動乱で対日講和はさらに一層緊急問題となつた」としている。それは、(i)極東情勢の悪化によつて日本国民の好意と支持を一層必要とするにいたつた、(ii)そのためには日本を被占領国の悲境から解放して独立国家とするがよい、(iii)ただしこの場合日本を無防備にしておかないよう日本と協定して駐軍し、究極的には日本の再軍備を考慮するという考えにもとづく。

(ロ) 12月21日インドは条約起草に中共を参加させねばならないといい、また、安全保障に関する米国の提案に反対し、かような取極は講和会議と別個に日米間に交渉してきめらるべき問題であるといったといわれる。

(ハ) 「もし対日講和に関する連合国の措置があまり長びくならば米国はまず戦争状態終了宣言を発し、ついで他の連合国もこの例になろうようはたらきかけることになるのはほぼ確実である」と外交筋が語つたという報道があつたが、「ワシントンの権威筋は米国政府はいま近い将来において対日戦争状態の終結宣言を行なう計画を考慮していない」と打ち消した。

(ニ) 米当局の意向はおそらく51年5月までに対日平和条約を締結することであつたが、最近の朝鮮情勢のため相当おくれそうである。対日平和条約の締結は望ましいが、目下のところ、朝鮮作戦とそれにつづく軍政両面におけるソ連および中共の出方に対処するのが先決問題だとみる向もあるが、それにもかかわらずダレス顧問は依然活発に交渉をつづけており、近くマックアーサー元帥と討議するため再度訪日するだろうとの報道がある。

といった趣旨であつた。

「講和問題の推移—安全保障を中心として」の全文は、付録18に収めてある。

3 ついで、条約局長からこの集会の課題である安全保障の研究すなわち「非武装地帯の設定と軍備の制限」を中心とする理想的な安全保障方式に関する作業の進捗状況について報告し「今日は結論をつけたい」と要望した。条約局長の説明は「安全保障に関する研究の経過」と題して付録18のなかに収めてある。

さらに条約局長から前後2回にわたるこの特別集会の審議の結論にしたがつて事務当局において12月20日作成した「北太平洋地域における平和および安全の強化のため

の提案」(第2次案)を提案し、意見を求めた。

この「提案」は、

「相互に、かつ、すべての国民および政府とともに平和のうちに生きようとする願望ほど、今日、世界に普遍なものはない。この願望が実現するためには、国際の平和と安全とが、国際連合の憲章の目的と原則に従つて国際連合によつて維持し増進されることが必要である。

世界の平和と安全の増進は、北太平洋地域の平和と安全の維持にかかることが大である。対日平和条約に関連して、連合国において、同地域の安全保障が問題とされておることは、けだし、当然である。この地域の中心に位置する日本が、この問題についてとくに深甚な関心をもつものであることは、連合国において、容易にりようされるであろうと信ずる」

と前置きし、「根本方針」として、

「北太平洋地域における平和と安全を維持するためには、この地域における侵略にたいする武力制裁を組織すること……もさることながら、むしろこの地域において主たる連合国(合衆国、英国、ソ連、中国)が保有する軍備を防衛的のものに限定することによつて相互の安全感を強めることによつて、地域全般の平和と安全とを増進することの意義あるを感じる。

換言すれば、北太平洋地域における平和と安全は、日本および日本から離れて独立を回復する朝鮮が、世界の平和と安全のために戦争を放棄し軍備を保有しないと同時にこれら非武装の地帯の周辺一定の地域において主たる連合国が保有する軍備をこの地域における自国の防衛に必要とする程度に限定し攻撃的性質を有する軍備を保有することを差し控えることによつて、相互の安全感を固めようとするものである」

といい、「具体的措置」として、

(1) 非武装国

(イ) 日本

(ロ) 朝鮮

(2) 軍 備 の 制 限

「実際上の無理が少なく、連合国の感触を害する懸念も少なからうと思われる」

第1案と「軍事的見地からまとめた」第2案を併列し、両案とも、

- (イ) 非武装地帯
 - (ロ) 防備の現状維持 ただし第1案のみ
 - (ハ) 陸軍の制限
 - (ニ) 海軍の制限
 - (ホ) 空軍の制限
- に分け規定する。
- (3) 監 督

「条約の実施の監督はあげて国際連合に委託する」

ことを明らかにし、最後に「国際連合憲章との関係」として

「国際連合憲章第103条は、連合加盟国にとり憲章に基く義務が他の国際協定に基く義務に優先することを明定している。上述したところの軍事上の制限もこの憲章第103条に服従するのであつて、連合加盟国が憲章の条項に基いて軍事的措置を採る場合には、上述の制限によつて阻害されることはないのである。この趣旨は、関係連合国の間に明らかに了解されておく必要がある」

とするものである。

「提案」の全文は、付録18のなかに収めてある。

4 司会の堀田元大使から「事実上できるかどうかとは別に、日本が安全保障についていただいているひとつの大きな考案を示すものとして出す用意をしておこうというものである。国連憲章でも軍備の規制ということが大原則としてあげてある。日本は前大戦後のドイツのような行き方ばかりが唯一の進路ではないということを考えるべきである」といつて提案の研究を求められ、自から「提案にある“防備の現状維持”というものは実際上の効果があるものだろうか」と質問された。

堀一効果がある。

堀田一主力艦と航空母艦を常置させないのは英米にとつて片手落ちにならないか。

堀一ソ連は潜水艦を常置できなくなる。相互におびやかさぬことになる。提案は片手落ちにならぬ。

堀田一日本が恐れるのはソ連だ。条約上英米が大きな不利をうけるのは、日本に不利になりはしまいか。

堀一条約は主力艦・航空母艦・潜水艦を「常置」しないとしている。沖縄なぞは主力

艦や航空母艦が碇泊できる港湾をもっていない。提案は英米にとくに不利となる性質のものでない。

堀一防備の現状維持と台湾・樺太・千島との関係はどうなるか。

西村一これらの地域の最終的地位が平和条約で定まるのだから、その決定によつて領有国となるものが現状維持の責任を負うことになる。

下村一非武装地帯の広さについて200ないし600キロメートルの範囲は最小限2・3日の陸軍の行程を考えてその間安全を保ちうるような気持で出したものであるから、これに拘泥されないように望む。

提案のなかに数字をださぬがよろしい。

辰見一提案のうち第1案が無難だと思う。

下村一非武装地帯は朝鮮の国境だけでいいだろうか。「その他4国が協定する地域」を加ゆべきである。

堀田一提案の根本方針のうちにある「自国の防衛に必要とする」という文句を考えなおす必要がある。

榎本一「この地域における自国の領土の安全に必要とする」でよくはないか。

下村一空軍について「爆撃機」を常置させないというのは不完全である。「攻撃用機種」を常置させないとするがよい。

下村、堀、辰見一全体として第1案のほうがよろしい。

このあと話は「提案」をはなれ

堀田元大使が「ソ連が軍事行動をおこし北海道にはいろうとすればはいれるかもしれぬ。本当の軍事行動はおこさないで、ゲリラ的な侵入をやると仮定する。そんな情勢に対処するためには、どのくらいの兵力が必要であらうか」と質問され、

下村一ソ連はそんな場合かならず国内随所でゲリラの行動をおこすだろう。だから、北海道なら北海道だけという訳にゆかぬ。全般的になり相当数の兵力がいるであらう。

堀一さような時機になると、ソ連から「赤い日本人」がかえつてくる。引揚者だ。どうする。

といった回答があり、堀田元大使から重ねて「警察予備隊がどれくらいあれば上述のよ

うな情勢をきりぬけるだろうか。軽戦車ぐらいは持たねばならないだろうか」と質問され、

下村「予備隊の部隊が自由に機動的に行動できれば、そう多数を要しないだろう。ただ、擾乱は国内随所におこるから予備隊は随所でくぎづけになる。現在の状況では7万5千ではもちろん安全とはいえない。

軽戦車は、もちろん、持たねばならない。

榎本「現在の3倍くらいの予備隊がいりはしないか。

仮りに空挺部隊が外からはいつてくるようなことがあれば、どうなるう。

下村「空挺部隊をソ連がいたら、対処する方法はあるまい。

現行犯でなければ逮捕できないとする現行の警察・刑訴の制度がじやまになる。

かような制度のもとでは、騒擾はどんどん伝播して少数不逞者のために国内治安を攪きまわされることになる。騒いでいる人数より多い警官がなければ取り鎮めない現状はこまりものである。

といった意見の開示があつて議事を終了した。議事要録は、付録18として収めてある。

5 特別集会の意見にしたがつて条文を整理した「北太平洋地域における平和及び安全の強化のための提案」(答申案)は12月28日特別集会の答申として総理に提出した。

答申の案文を原案と対照すると、

(i) 前文の第1項の「国際連合の憲章の原則に従つて」が「国際連合の憲章の目的と原則に従つて」となり、

(ii) 根本方針の第1項から(これは、国際連合憲章によつて既に組織されており、且つ、1950年11月3日国際連合総会が採択した「平和のための統一行動」によつて補完された。)という説明が削除され、

(iii) 根本方針の第2項で「……これら非武装の地帯の周辺一定の地域において主たる連合国が保有する軍備をこの地域における自国の防衛に必要とする程度に限定し…」とあつたのを「……これら両国の周辺一帯の地域において主たる連合国が保有する軍備をこの地域における自国の領土の安全に必要とする程度に限定し……」と改め、

(iv) 具体的措置のうち「軍備制限」のイ、非武装地帯の第1項に「朝鮮の国境に沿ひ中国

およびソ連邦の領内に4国が協定する範囲の非武装地帯を設定する」とあつたのを「朝鮮の国境および4国が協定するその他の地域に非武装地帯を設定する」と改め、

(v) 同じく具体的措置のうち「軍備制限」のホ、空軍の制限のところに「4国は、右の地域内に爆撃機を常置させない」とあつたのを「4国は、右の地域内に攻撃用機種を常置させない」と改めた、

ほかは原案どおりである。

総理に答申として提出した「北太平洋地域における平和および安全の強化のための提案」は、付録19に収めてある。

XII 1951年1月19日の集会

午前10時ないし12時 目黒官邸

参集者

堀田(元大使) 司会

川辺 下村 辰見 堀 榎本 富岡(定俊元少将)

井口 西村

1 まず、西村から講和問題の動きについて報告した。報告は、事務当局の作成した1月18日付調書「講和問題の動向」(1951年になつてから)によつた。

この調書は(1)アメリカの対ソ回答、(2)マ元帥の年頭声明(3)、英連邦首相会議、(4)国民政府の対米回答、(5)ダレス特派大使の訪日発表、(6)条約の方式に関する報道、(7)安全保障に関する報道に分れ1951年にはいつて米国はじめ関係各国の対日平和問題に関する動きが急速に進展し日米間の話し合いが接近しつつある情勢を詳細に記録したものである。

2 講和問題の動きについて報告のあと、国内治安の確保のためにはどれくらいの警備力を必要とするであろうかについて論議された。

論議は、国内治安のため必要とする警備力の具体的数字はいくらかを中心に行なわれ大体、現有勢力の2倍、すなわち、

陸上警察力	隊員	15万人
	幹部および基幹人員	5万人

海上警備力 艦 艇 8万トン
最大艦型 1,500トン

航空機は、陸上および海上の警備力の一部として保有する。

民間防衛組織を整備することが急務である。

との結論に到達した。

目黒官邸における講和問題に関する特別集会は、これが最終回であった。

3 議論の要旨は、

堀田一国内治安を確保するため完全な体制にあらねばならぬという点で国内は一致している。そのためどの程度の警察力が必要であるか。公然武力攻撃を加えられる場合は問題外とし、それ以外のあらゆる場合に治安確保に自信をもてるには、どういう警察力をもつべきか。具体的な考察を得たい。陸上と海上とに問題を分けて考えたがよからう。

(海上)

富岡一議論の種として私見を呈出する。

終戦処理費(千億円程度)の範囲内で対案を考える。考え方に3つある。

第1の考え方 戦略的見地からだす方法。

第2の考え方 国の内部の暴力革命力を考え、これにたいしどれだけの力が必要であるかを考える方法。

第3の考え方 平和条約の先例から考えだす方法。

未熟だけれど、第1と第2とから考えだした数字は:

海上は第1と第2に共通する。海上の数字は

- a 商船(25船団250隻100万トンとみる)護衛のための護衛艦 100隻
- b 本土沿岸航路の防衛のための駆潜艇 60隻
- c 港湾・海峡・小路の掃海・警戒・管制のための小艦艇 28隻
- d 本土に浸透してくる者を探知し捕獲するため航空機が望ましい。
- e 支援根幹兵力(荒天時の哨戒用および侵入艦船の阻止)として巡洋艦(4隻)と駆逐艦(13隻)17隻
- f 局地の防備のための防備隊と基地が必要。艦艇合計18ないし21万トン。大約して300隻20万トン、人員3万4,000人、ほか陸上要員3万人、航空機

300機(敵をつぶすためのものを考えると1,500機が必要)と考えたい。

陸上は第2の考え方でだしてみる。日共、朝連の人達の15%が武装しうであろう。これらが軽武装の暴徒となる。これに対抗するには、12万の人員が必要となろう。これに外部からの小部隊の浸透を考え15万が必要と考えたい。すなわち12師団の兵力。したがって後方勤務要員を加えると20万になる。

第3の考え方であるが、イタリア平和条約を例にとると、イタリアは

陸上兵力	25万
海上兵力	人員2万5,000 艦艇30万トン
空軍	350機 人員2万5,000

を許されている。

堀田一警察予備隊と海上保安隊だけでゆくとしてどれくらい必要か。外国から陸軍または海軍らしくみられるものは落とすとする。

富岡一a10万トン、e3万トン合せて13万トンをひくと必要なのは8万トンになる。現在の海上保安隊の2倍になる。かような部隊を新たに作りあげる時間的余裕があるか。情勢判断いかんによることだが、わたくしの判断では時間的余裕がない。2年くらいでつくりあげねばならないから、アメリカの援助をえ旧軍人を採用してやらざるをえまい。

堀田一戦争になれば、すつかりアメリカにやつてもらおう。国内治安の確保のためだけに必要なものを考えて、海上保安隊はこれだけなければならぬというのはどんな数字か。

富岡一8万トン(現在の約2倍)。千5百トン級の駆逐艦を最大とする。

堀田一掃海は、性質上、別にしてよくはないか。

富岡一掃海に必要なのは1万5千トン。これを落せば、6万5千トンになる。

堀一6万5千トンとして財政上必要となる金額は。

富岡一機材はアメリカの助けにまつ。日本は人件費をまかなえばよろしい。

辰見一予備隊と海上保安隊の現在の予算(予備隊130億・海上保安隊48億どれも

26年度)は、だいたい人件費だけである。将来は訓練費が必要となり、これが莫大なものになるう。

富岡—アメリカから財政的援助を仰がねばならない。

堀田—日本は物の援助のみならず金の援助も受けねばなるまい。

富岡—海上保安隊と飛行機については、日米間の協力の話し合いによつて決めるべきである。

上述のような計画を具体化する事業は、容易ではない。隊員の精神問題が大切である。

堀田—国内治安のため必要なぎりぎりのところどれくらいか具体的に知りたい。いざ戦争となつた暁どうするかを、今、考えているのではない。戦争にはならず現在のような神経戦がつづくプロバビリティーも大きい。今、富岡さんのいわれた海上保有力はどのくらいでできようか。

富岡—1年くらいでできないことはない。

堀田—いくらアメリカにやつてもらふとしても、日本がどうしても必要とする飛行機の程度は。

富岡—哨戒を日本でやるとして200機。哨戒のためにはヘリコプターでもよい。

川辺—国家治安のための最小限の警備力というけれど、治安の乱れる時が問題である。治安の乱れる時は、すなわち、戦争のおきる時ではあるまいか。治安のみを考えるのでは足りない。対外防衛を考えねばならぬ。で、対外面で米軍なり国連軍が日本にいてくれるということを同時に考えての話でなければならぬ。アメリカ、また、国連が手放したときどうするか。これも是非考えておいてもらいたい。

堀田—アメリカなり国連なりが日本を防衛してくれるという前提に立つている。しかし、今日、日本人が反米になる可能性はある。この可能性を未然に防ぐため、どうしても講和条約を結ばねばならぬと考えている。思想対策・国民生活安定が必要である。軍備のため増税というようなことになると、赤の思想を強くするだけ。反米の動機がそこに生れる。再軍備を慎重に考えたいゆえんである。

さて、陸上警備力はどうかである。

(陸上)

下村—前提として、

(1) 日共・朝連のやる純然たる国内攪乱は、軽装備の警察力でいい。ただし、集団的に使用しうるものでなければならない。外部からの力のくわつた治安の混乱にも対処しうるものでなければならない。

(2) 川辺さんの言われたように戦争との関連で考えねばならない。対外防衛のための種をまいておかねばならない。

輪郭として、

地上軍を主体とする。ただし陸・海・空を統率する中枢が必要である。幹部と基幹人員の整備と訓練を発足からやる必要がある。

日本の足りぬところは、米軍にたのむ。

兵力として、

国内治安のため部隊として動けるもの 15万人

幹部および基幹人員 5万人

合計20万人が絶対必要である。

20万の数字は(イ)満州事変前警察7万人のうゑに地方長官の出兵要請権のあつたこと、(ロ)ジュネーヴ軍縮会議当時警察7万人のうゑに兵力が30万あつたことを考えると、適當であることが了解されよう。

財政として、

終戦処理費1,000億円をこつそりもらい、その他を加え1,800ないし2,000億円を使用する。ただし、この経費は陸・海・空すべてをふくむ。

(防空)

川辺—防空力はアメリカだけでは足りぬ。日本も参加しなければならぬ。空軍をもつというのではなくて、海上保安隊なり警察隊なりの一部としていいから、空軍の種として航空隊を養成しておくべきである。

下村—航空機は2,000機と考え海上警備力は10万トンと考えた。

富岡—2,000機という頭をだすのはとおりにくい。少数の航空機をだしておいてそれを種にして増強してゆこうと考えた。

再軍備の裏付として民間防衛組織をゆるがせにすべきでない。

というのであつた。

4 特別集会の議事要録および、富岡元少将の提出された資料・藤崎作成の警察予備隊

の現有力に関する資料ならびに事務当局作成 1951 年 1 月 18 日付「講和問題の動向」（1951 年になつてから）は、付録 25 に収めてある。

第5 対日講和に関する米国の方針と7原則

対日講和に関する米国の方針および関係諸国のこれにたいする反応いかんは、もとよりわれわれの最大の関心事であつた。しかし、不幸にして当時の日本は毎日の新聞紙に現われる海外電報を通じてこれを察知するほか術がなかつた。当時、事務当局がいかように情勢の推移をフォローしていたかは、目黒官邸の特別集會にたいし、事務当局があたえた情勢の説明からうかがい知ることができる。すなわち 1950 年後半については本調査付録 3（1950 年 10 月の「対日講和問題について」）および 18（1950 年 12 月の「講和問題の推移」）を、また、1951 年にはいつてからは付録 25（1951 年 1 月の「講和問題の動向」）を参照ありたい。

I 田中管理局入国管理部第一課長の報告

1950 年 9 月 1 日東京発 3 箇月にわたり（「ガリオア」資金により）米国に派遣された外務省第 3 次グループの団長田中（弘人）管理局入国管理部第一課長はワシントン到着とともに国務省において対日講和条約の作業が進行中である旨をきき積極的に情報の入手につとめ、とくにアリソン公使のもとで対日講和問題に専念していたフェアリ氏に接触してえた情報をとりまとめ、「ダレス氏はアリソン氏をともないニューヨークにおいて関係各国代表と意見交換中であり、対日講和の直接的責任者としては国務本省には次官補ラスク氏、フェアリ氏（アリソン氏のアシスタントとして対日講和問題に専任している）等が残留していた。本報告書は 9 月下旬から 10 月中旬までの間にフェアリ氏と 3 回会談した際得た情報を中心としてラスク、ジョンソン、オバトン、ウォーナー氏等との会談の要旨を付加したもの」として「講和問題に関する米国国務省係官の談話に関する件」（1950 年 10 月 14 日付）として、さきに帰国する中山（賀博）政務局事務官に托して本省に提出した。

この報告は「対日講和推進に関する米国の方針」と「講和条約の内容に関する米国の構想」の 2 部から成る長文のもので、要旨つぎのとおりである。

まず「講和推進に関する米国の方針」は、

- (1) 対日講和問題について米政府部内の見解は統一されており、また、民主・共和両党の足並みは揃っている。
 - (2) 極東委員会構成 13 国との話し合いは 12 月上旬までに終了したい意向である。13 国のほか朝鮮・インドネシアなどとも協議する必要がある。
 - (3) ソ連との協調は期待できない。この協調が不可能な場合にも対日講和は推進する。ソ連を除外した条約ができる場合極東委員会および対日理事会は当然解消となるが条約そのものにはソ連加入の途をひらいておく。
 - (4) 英国は Shipping 等に関心を示しオーストラリア・フィリピンは日本の再軍備にかなり強い反対を示している。
 - (5) 中国の Representation の問題は複雑である。しかしこの問題のために条約問題の進行を行詰らせるようなことはしない。
 - (6) 関係国との一応の話し合いが終れば、日本政府責任者およびその他の指導者の意見を聴取する。米国としては日本側の希望をじゅうぶんに尊重する用意がある。
 - (7) 条約の成立までには 1 年またはそれ以上かかるであろう—
- ことを明らかにし、ついで「講和条約の内容に関する米国の構想」は、

(1) 安 全 保 障

安全保障のための米軍の駐屯については講和条約には一般的規定を設けるだけで別に米英・米比関係のような関係を日米間に設定するため別の条約を結ぶ。

米国としては治外法権的な軍事基地を設定する考えはない。

太平洋条約というような集団的安全保障体制は現段階では困難が多く、これはアジア諸国が自らの発意によつて進めてゆくべき性質の問題である。

(2) 再軍備および軍需生産

なんら制限を付す考えはない。

米国としては日本が自らの力で自己を防禦する努力をなすことを希望する。在外米軍が特定地域に釘付けされることには困難な事情があるので、日本防禦のためいつまでも米軍の駐屯を期待されては困る。

(3) 領土関係

(イ) 千 島

ハボマイ・シコタン等の問題もあるが、現実にソ連が占領している以上、未解決のままとするほかない。

(ロ) 沖 繩

国連信託の線ですすんでいる。これは軍部の強い希望による。

この地域の将来の地位については、情勢が変化すれば米国としていつまでもこれを必要とするわけではない。その場合処分は国連の決定すべき問題である。

(ハ) 小笠原諸島

未決定である。

(4) 経済条項

(イ) 漁 業

北洋漁業をふくめて公海における漁業は自由であるとの建前をとり、他方、条約締約国との間に協定を結んで調整をはかることとする。

(ロ) 賠 償

49年の打切り声明の趣旨にしたがって関係国を説得している。フィリピンとビルマがいまだ要求を固執している。米国はこれが説得に努める。

(ハ) 連合国人の対日クレーム

各国別にその国にある日本の財産から清算するという線ですでに行われてきた。クレームが日本の財産をこえる場合もあるが、米国としてはなるべくこの線で止めたい。

清算された日本人の在外私有財産にたいし補償を必要とするならば、日本政府がこれを行うほかない。

(ニ) 日本人の対連合国クレーム

平和条約成立とともに消滅させる。

(ホ) 日本政府所有の金

他国から掠奪したものおよび債務の引当てとなつていもののをのぞき、保有を許される。

(ヘ) 占領費・対日援助費

別にフィナンシャルな問題を規定する条約を必要としよう。

(ト) 通 商

講和条約締結後各国との間に通商航海条約ができるまでは相互に最恵国待遇を与えることとする。

(5) 政治条項

(イ) 民主的改革

占領下に行つた民主的改革が維持されることに関心をもつ。前文には当然民主主義維持に関する表現が折りこまれようが、前文では厳格な意味で義務とならないところに難点がある。いずれにせよ、詳細にわたつて拘束を課する考えはない。

(ロ) 追 放

条約締結後日本がどう関係法令を改廃するかの問題である。

(ハ) 戦 犯

条約締結後も刑の執行を確保する。

(6) 条約義務履行の監視

条約が日本にどの程度の制限を課するかにかかる。

通常的外交チャネルによつても監視を行いうる—
などを明らかにしている。

これらの「方針」および「構想」は主としてフェアリ氏の内話によるものである。年あけて1951年1月末以降における日米交渉の経緯をみられる場合このフェアリ氏の内話を想起していただきたい。事態がいかにフェアリ氏内話の線にそつて展開していつたかを理解されるであろう。

田中課長の報告は、当時としてきわめて有益な情報であつた。

田中課長の報告「講和問題に関する国務省係官の談話に関する件」(1950・10・14)全文は、付録20に収めてある。

なお倭島管理局長が12月28日付提出した意見書「時局に関する件」も、あわせて付録20に収めておいた。

Ⅱ 米国の対日講和7原則の公表

——ソ連邦の覚書と中華人民共和国声明——

米国の極東委員会構成13国と対日講和について話しあいを開始するに当ってその抱懐する対日講和の構想を7原則の形式にまとめて提示したことは、10月6日レイク・サクセス発UP電によつて権威筋からの情報としてはじめて報道された。ついで10月14日ダレス顧問自身記者会見において「7項目からなる米国の対日講和条約草案」なるものに言及した。じらい、新聞はひんびんとその内容に関する情報をつたえた。付録10に収めた「米国の対日講和7原則」（1950年10月25日）は遺般の情勢を明らかにしている。

米国の対日講和7原則は、1950年11月24日国務省によつて公表された。前日の23日ソ連邦が米国の提案とソ連の覚書とを公表したため国務省も24日にこれら二つの文書を公表したのであつた（付録18に収められた「目黒官邸集会紀事—議事要領」の別添1「講和問題の推移」（1950年12月26日）参照）。

さらに、12月4日にいたつて中華人民共和国政府周恩来外相は、「1950年10月26日に合衆国国務省顧問ダレス氏が安全保障理事会のソヴィエト代表者マリク氏に手交した覚書および11月30日にマリク氏がダレス氏へ手交した覚書を研究した後中華人民共和国中央人民政府は対日平和問題に関する次の声明を行う権限をわたくしに与えた」と前置きして、米国の対日講和の構想にたいする中華人民共和国の立場を声明した。

これらの文書は、対日講和にたいする主要関係3国の考えを知るうえに、したがつてまた、きたるべき日米交渉の準備をすすめるうえに、きわめて貴重な文書であつた。米国の対日講和7原則はとくにそうであつた。

合衆国の提案は、
「合衆国は、戦争状態を終了させ、日本国の主権を回復しかつ日本国を自由人民の社会へ平等なものとして復帰させる日本国との条約を提案する。特定の事項については、条約は、次に示す原則を反映する」としてつぎの七つの原則を掲げた。

(1) 当 事 国

提案され合意される基礎において平和を成立させる意思を有する対日交戦国の全

部または一部。

(2) 国 際 連 合

日本国の加盟は考慮される。

(3) 領 域

日本は、

(イ) 朝鮮の独立を承認する。

(ロ) 琉球諸島および小笠原諸島の合衆国を施政権者とする信託統治に同意する。

(ハ) 台湾・澎湖諸島・南樺太・千島列島に関する5大国の将来の決定を受諾する。条約の効力発生後1年以内に決定がない場合には国連総会が決定する。

(ニ) 中国における特殊権益を放棄する。

(4) 安 全 保 障

国際連合が実効的責任を負担するというような満足すべき安全保障取極が成立するまで、日本区域における国際の平和と安全の維持のために日本国の施設と合衆国およびおそらくその他の軍隊との間に継続的協力的責任が存するようにする。

(5) 政治的および通商的取極

日本国は麻薬および漁業に関する多数国間条約に加入する。

戦前の2国間条約は相互の合意によつて復活できる。

新しい通商条約の締結まで、日本国は、通常の例外に従うことを条件として、最恵国待遇を与える。

(6) 請 求 権

すべての当事国は1945年9月2日前の戦争行為から生ずる請求権を放棄する。

ただし(イ)連合国がその地域内にある日本人財産を保有する場合、および、(ロ)日本国が連合国人財産を返還しまたは原状に回復できないとき喪失価格の協定された割合を補償するために円を提供する場合をのぞく。

(7) 紛 争

請求権に関する紛争は、国際司法裁判所長が設ける特別中立裁判所で解決する。

他の紛争は、外交的解決または国際司法裁判所に付託する。

ソ連邦の覚書は、

米国の7原則に関連して「若干の点に関する説明をえたい」として六つの質問を提起している。

- (1) 1942年1月1日のワシントン宣言による単独不講和の義務が存在する以上、対日平和条約は米・英・中・ソと対日戦争で積極的な役割を演じた他の国とが参加するものと考えられているのか、または、少数のものによつて単独講和が結ばれる可能性があるのか。
- (2) 1943年12月1日のカイロ宣言・1945年7月26日のポツダム協定・1945年2月11日のヤルタ協定が存在する以上、台湾・澎湖諸島・南樺太および千島列島の地位を4大国の新しい決定にまかせ、また、1年以内に合意に達しないときは国際連合総会の決定にまかせようという提案はどう説明されるべきか。
- (3) カイロ宣言もポツダム協定も琉球諸島および小笠原諸島を日本国の主権からきりはなすべきことをのべていない。これらの協定に署名するにあたり署名国は「領土拡張のなんらの念も有しない」と声明した。琉球諸島および小笠原諸島を合衆国を施政権者とする信託統治のもとに置くべきであるという提案の基礎はなんであるか。
- (4) 条約締結後占領軍がとどまるかどうかについて周知のとおり日本国民は深い関心を示している。ポツダム宣言には占領部隊が日本から撤去することを定めている。すでに締結された他の平和条約と同よう対日平和条約にも日本領域からの占領軍の撤退について確定的な期間を定めることが考慮されているか。
- (5) 1947年6月19日の極東委員会構成国の決定は日本国が陸軍・海軍・空軍をもたないことを定めている。「日本国区域における国際の平和と安全の維持のための日本国機関とアメリカのおよびおそらくはその他の部隊との共同責任」という提案に関連して
 - (i) 日本国の陸軍・海軍・空軍およびこれらに対応する参謀部の創設が提案されているのか。
 - (ii) 「共同責任」とは平和条約締結後もアメリカの陸軍・海軍・空軍の基地を日本国領域に維持することを意味するのか。
- (6) 日本国の平時経済の発展に関するすべての制限を撤廃すること、日本国にたいして原料資源への接近を許すこと、および、日本国が平等の権利をもつて世界貿易に参

加することに関する規定を平和条約にふくめる意図があるか。

対日平和条約の問題に特殊の利害関係を有する中華人民共和国政府の見解を明らかにするためにながされているか。

後日発生することあるべき他の問題とくに合衆国の覚書にたいする他の国の態度が明らかになった後に生ずる問題について後日説明をうる必要があることは当然である—

とする。

中華人民共和国政府の声明はすこぶる長文のもので、

- (1) 中華人民共和国中央人民政府が中国人民の唯一の合法的政府であつて対日平和条約の準備・起草・締結に参加しなければならない。国民党の反動的残存の徒は中国人民を代表する資格を有しない。中華人民共和国が参加しないかぎり内容および成果のいかんを問わず対日平和条約のすべての準備および起草は不法かつ無効である。
- (2) 中国・ソ連両政府は1950年2月14日の中ソ友好・同盟・相互援助条約にしたがつて、他の同盟国と共同して対日平和条約を早期に締結するよう努力することを合意している。これに反し米国政府は日本国を長期にわたり軍事占領するため対日平和条約を遷延し1947年以来くりかえし平和条約締結の手續をくつがえし4大国外相会議共同討議の原則と4大国一致の原則を阻害している。
- (3) カイロ宣言・ヤルタ協定・ポツダム宣言および1947年6月19日極東委員会決定—降伏後の日本にたいする基本政策—は、共同の対日平和条約の主要な基礎である。しかるに米国政府は、この共同の基礎を公然と放棄しその提案およびいわずの達成可能な協定を基礎に用いようとしている。
- (4) 台湾および澎湖島はカイロ宣言で中国に返還されることが決定し、南樺太および千島列島はヤルタ協定でソ連に返還および引渡されることが決定した。これらの問題を再討議する理由はない。米国の再討議の要求は、確立された国際協定の悪質な違反であり、中華人民共和国およびソ連の合法的権益の故意の侵害であり、その侵略的目的を達成しようとするものである。米国がすでに台湾に武力侵略を行つてい

る事実が明らかにこれを証明する。

琉球列島および小笠原諸島についてカイロ宣言にもポツダム宣言にも信託統治にする決定はない。「施政権者としての米国」の指定にいたつてはなおさらである。これは両諸島の長期軍事占領および極東における侵略の軍事基地確立のためにする国際連合の名の不正借用に外ならない。

(5) 占領軍は、ポツダム宣言にしたがえば、撤退すべきであるのに、米国は早期撤退の意図を表明したことなく、かえつて、朝鮮および中国を侵攻するため軍事基地として日本国を利用してきた。米国が対ソ覚書で日本国区域における国際の平和と安全の維持のための日本国の施設と合衆国の軍隊との間の協力的責任の継続を要請しているのは、アジア民族にたいする侵略達成のため長期駐兵を日本国民にしているものである。

(6) 極東委員会の降伏後の対日基本政策は、日本国が再軍備されてはならないことを規定している。にもかかわらず米国は今や公然と日本国を再武装しつつある。警察の名にかくれて陸軍を、海上保安庁によつて海軍を、日本人航空士の訓練によつて空軍を再建し、軍港および航空基地を保存再建しつつある。

米国は、軍事的統制を通じて日本国をその植民地とし、かつ、アジア民族にたいする侵略の道具として駆りだそうと企てている。

(7) 中華人民共和国政府は、日本国の平和産業が日本国民への奉仕の立場に立つて発展することを強く要望する。同時に、極東委員会の降伏後の対日基本政策にしたがつて日本国の軍事力の経済的基盤を破壊しその復活を許してはならない。しかるに米国占領軍当局は日本国の軍需産業を復活し発展させて利用している。他面日本の平和産業は低下している。この米国の政策は、日本国民の平和生活を阻害し国民経済の搾取をつよめる結果となつている。

(8) 米国政府の計画は、対日同盟諸国の共通の戦争目的および対日政策に関するすべての国際協定に違反し、さらに英雄的に対日戦争をたたかつた中国人民の利益および日本国民の将来への向上心を無視して、日本を占領し日本国民を奴隷化し日本国をアメリカの植民地・アジア民族侵略の軍事基地としようとする全く利己的なものである。米国政府の提案は、中国人民および日本国民の利益に合致しない。カイロ宣言・ヤルタ協定・ポツダム宣言および降伏後の対日基本政策に合致する条約のみが日本の民主化をもたらし日本国の侵略勢力を除去しその再起を阻止しう—

と、はげしく米国の7原則に盛られる構想を攻撃排除する。

合衆国の7原則提案・ソ連の覚書および周恩来外相の声明の英文および邦訳は、当時（昭和25年12月）条約局条約課の手によつて「講和資料」第1号として印刷配布された。別添付録21に収録したものが、それである。

当時、条約局条約課の作成した米国の7原則・ソ連の覚書・周恩来の声明の内容の対照表（1950年12月20日付）を付録22に収録した。

なお、ソ連覚書にもられたソ連政府の質問にたいする米国政府の回答（1950年12月27日マリック代表に交付された覚書）をおさめた「講和資料」第1号続(1)を付録23に掲げた。

第6 講和問題に関する吉田総理の米誌 Foreign Affairs 1951年1月号にたいする寄稿

1 吉田総理は、米誌 Foreign Affairs の1951年1月号に“Japan Awaits a Peace Treaty”と題する論文を発表され、“平和条約を待望する”日本国民の心情を披瀝して米国の対日講和推進に側面から声援をおくり、かつ、来たるべき講和条約にたいする日本国民の要望を婉曲に開陳された。

論文は、総理の意見をきいて小畑くんが英文でものしたものである。1950年10月26日 Foreign Affairs 誌編集者あての送状とともに原稿を受領しファイルにいった条約局長は、送状の下部に

「昭和25.10.26

小畑君から受領

総理の意見で「海運」関係は落したとのこと

G. H. Qの検閲を経た。先方では、対ソ関係をこの程度はつきり取り上げるのは結構である。講和条件については言及するなどの態度なりし趣。

西村」

と記入している。

2 送状には、この寄稿が対日早期講和の必要を説いたものであり、また、来るべき平

和条約はソ連の参加しない多数講和となるほかあるまいとの建前で書いてあるが、もし今後の事態の進展によつて必要とあれば、赤線でマークした部分を削除し代わりに「日本はすべての関係当事国にとって満足な平和条約の早期締結を待望する」といったような適当な文句を入れてほしいといった趣旨がのべられている。

その後の事態の進展には別に予想と変つたこともなく、したがつて1951年1月Foreign Affairs誌上に発表された総理の寄稿は原文のとおりであつた。

3 総理の論文は、海外諸国において大きな反響をまきおこした。

国内でも1月28日の「週刊朝日」が「講和の年といわれる1951年は、世界の変局に伴つて、日本の立場が微妙に再評価されつつあるが、本誌では、ここに「フォーリン・アフェアーズ」誌の好意により吉田首相の「日本は講和条約を待望する」のほぼ全文を掲載する。これは、昨年10月吉田首相が米国の代表的国際問題評論誌「フォーリン・アフェアーズ」に寄稿し、同誌（1月号）に「日本およびアジアの危機」と題して掲載され、内外に反響をまきおこしたものである。同論文は国連軍の進撃によつて、北鮮軍が撃退された前後に書かれたものであり、現在とはかなり情勢を異にするが、吉田首相の描く講和の構想が、具体的な形でのべられたものとして注目に値いしよう。敢えて掲載するゆえんである」と前置きしてほぼその全文を紹介し、各方面の注目を集めた。

4 総理寄稿の趣旨は、要約すれば

（1 国とでも多く早く講和を）

終戦以来5年有余をへた。日本は49国といまだに戦争状態にある。日本に講和の準備ができており、また、その資格があることは、あらゆる方面から承認されている。

長びく占領は、いかに有効・賢明かつ慈悲ふかいものであつても、国民の自尊心と自恃心を破壊してしまう。真の民主主義の成長をはばむ。日本は、すでに期限のすぎた講和条約を待望しているのである。1949年5月3日の憲法記念日のメッセージのなかでマ元帥は「ポツダム宣言によつて明らかにされた連合国の諸目的はすでに多くの重要な面で達成されており、また、諸君は降伏の際の誓約を果すためこれまで勤勉かつ忠実に働いてきた。連合国軍隊が依然として諸君の母国を占領しているのは、諸君に落度があつたからではなくむしろ諸君の力ではどうにもならぬ国

外の事情によるものである」といつた。ここにいうどうにもならぬ国外の事情はいかなるものであつたか。一言にしていいうなら、冷い戦争である。対日早期講和を呼びかける声は絶え間なく聞かれたが、条約起草のためにはなにごとにも成しとげられなかつた。その原因は、二つの世界を分つ亀裂の底に深く横たわっている。

アメリカ政府が対日講和促進に強力な手を打つことを決定し國務省特別顧問・国連代表ダレス氏がソ連をふくむ極東委員会構成国と予備会談を行つているとの報道を歓迎する。

1950年2月の中ソ軍事同盟条約は「日本あるいはこれと結ぶ他の国」を仮想敵国としている、さらに、冷い戦争は朝鮮で火をふいた今日、二つの世界が協調することは困難である。対日講和は多数講和となるであろう。

多数講和にたいし反対する向も国内にあるにはある。しかし、わたくしのみならず、わたくしの政府ならびに日本国民の圧倒的多数は、講和を全然しないより、できるだけ多くの国とできるだけ早く講和をすることを望んでいる。

（安全保障問題）

講和条約にふくまれる最も重要な問題の一つは連合国および日本の安全保障の問題である。

連合国の安全保障の問題は、日本を精神的に物質的に完全に武装解除したことによつてすでに解決されている。日本が再び世界平和の脅威となるかもしれないという見解はある国ではよいになくならないかもしれないが、1945年の日本は1918年のドイツとは全くちがう。日本からする脅威は全く存在しない。

ヨーロッパ・アジアにおける冷い戦争の恐ろしい様相、とくに最近の共産勢力の急進出に直面して、日本人は、かえつて、日本にたいする外部からの脅威を心配している。朝鮮事変は、その危険がいかに生々しく切迫しているかを証拠だてた。

アメリカの政治家ならびに軍事指導者は、太平洋におけるアメリカの防衛線—アリシャンからフィリピンにいたる一連の諸島・日本はその中心をなす致命的な鎖である—確保の決定をくりかえし表明した。1950年1月12日アチソン國務長官は、ナショナル・プレス・クラブの演説で「日本の敗北と武装解除にともないアメリカは全太平洋地域の安全保障ならびに日本の安全保障の二つの目的のために必要

な期間日本を軍事的に防衛する必要に迫られた。わたくしは、日本の防衛を放棄し弱化するいかなる意図ももっていないことを確言する」とのべている。もちろん、占領軍がとどまっているかぎり、この国は安全である。が、アメリカに無制限の保護を期待するのは、可能であり、また、願わしいことであろうか？われわれを苦しめた難問である。が、その答えは、朝鮮事変によつて与えられた。国連軍の朝鮮出征は、地球上のいかなる地域においても自由と法の支配を護ろうとする国連の願望と意図を一点の疑いもなく表明したものである。いまや、われわれは防備なき日本が万一の場合に無防備のまま取り残されることのないのを知つたのである。

（国内治安問題）

日本には秩序にたいし反乱を起そうとする一群の熱狂共産分子がいるので国内治安維持が問題となる。

長い間弾圧され實際上存在しなかつた共産党は、連合軍の占領とともに発足した政治的自由の時代のもので復活し、活潑な活動を展開し、全国に党組織をはりめぐらし、衆議院議員24人、参議院議員7人を国会に送るまでにいたつた。

しかし占領軍が駐在するかぎり、安全である。われわれの手に負えなくなるときはいつも総司令部が攪乱者の鎮圧にのりだしてくれた。これからものりだしてくれよう。今や党中央執行委員会のメンバーおよび党機関紙「アカハタ」の編集スタッフは追放され、機関紙の発行も兩来中止された。総司令部の確固たる態度によつて日本の共産主義は生かさず殺さずの状態にさせられている。そして1948年1月の衆議院総選挙で298万4千票以上を獲得したのが本年（1950年）6月の参議院選挙では地方区163万7千票、全国区133万3千票まで退潮した。

もちろん、共産党は死滅したのではない。党活動は、なお、つづけられている。政府は部内から、また民間は工場から共産分子を排除しようとしている。他方、総司令部は、国内治安にたいする脅威にそなえて7万5千の警察予備隊の創設を認可した。

かようにして、日本の空に関するかぎり、赤い星は光を失いつつある。

（経済は着々自立の道へ）

太平洋戦争の結果、日本は国土の44パーセント・国富の36パーセントを失つた。しかし恩恵ある占領政策と寛大なアメリカの援助のおかげで日本の経済は驚

異的な復興をとげている。

1948年1月、総司令部は、早期講和の実現の希望すくなしとみて、できるかぎり実際に即して日本を事実上の講和の状態におくという政策にとりかかり、日本の復興と自立を促進するよう政治・経済上の諸制限を徐々に緩和し撤廃した。こうしてわが民間貿易は拡がり、在外事務所は海外に設けられ、商用のための内外人の往来はますます盛となりつつある。

数字で示すと、1932年ないし1936年の期間に比較して、1946年のわが工業生産額はわずかに33パーセントにすぎなかつたのが本年（1950年）7月現在94パーセントに達した。外国貿易では、1938年輸入7億5,000万ドル・輸出7億5,800万ドルであつたのが、1946年には輸入3億0,500万ドル・輸出1億0,300万ドルと低下した。それが1949年には輸入9億0,200万ドル・輸出5億1,000万ドルに上昇した。

もつとも、これらの数字は、ドルの購買力が50パーセント下落していることを考慮にいれないと間違つたことになる。すなわち、1949年のわが貿易総額は1938年の数字に近づいてはいるが、実際には戦前の貿易量の半分以下である。しかも輸入額と輸出額はかけはなれている。昨年末現在でわが国の入超総額は13億6,600万ドルに達し、それはすべてアメリカの援助資金でカヴァーされた。アメリカ納税者の負担をなくすためにはわれわれは貿易額を倍加しなければならない。国民経済の安定ならびに自立の長期計画ではわれわれは貿易を3倍ないし4倍にしなければならないことになつている。これだけが対外収支を均衡させるために外国為替を獲得する唯一の方法である。そして、そのためには、われわれは、工場を建設し、磨滅した機械をいれ替え、新技術を導入し、水力発電資源を開発しなければならぬ。

来るべき対日講和条約に署名する国々が以上の事柄を同情をもつて考慮され、わが国が現在占領下において到達した経済復興の水準からさらに前進することを許されるよう希望する。

（過大視せぬ中国貿易）

単独講和が日本と中共との貿易を永久に切斷してしまわないかと懸念される向きがある。

赤だろうと白だろうと中国と日本とは隣国である。地理的ならびに経済的法則

は、遠い将来、イデオロギーの食い違いや技術的な障害をのりこえて前進するだろう。

とはいえ、対中国貿易の重要性を過大評価してはならない。1932年ないし1936年の期間に中国貿易の全外国貿易のなかで占める割合は輸出22パーセント・輸入13パーセントを超えることはなかった。今日、日本はもはや中国で“特殊権益”をもたない。また、中国自身はこん度の長い戦争で生産および運輸施設の大部分を失っているからである。

（明るい東南アジアとの経済交流）

これに反しインド・セイロン・フィリピン・インドネシア・パキスタン・ビルマ・タイなどとの貿易の見通しは明るく毎年のびている。これらの国々は、いずれも、今まさに経済の安定と生活水準の向上をめざす広汎な再建計画にのりだそうとしている。1948年12月のアジア・極東経済委員会―国連の一は、これらの国々の再建計画遂行には136億ドルの資金を必要とすることを明らかにし、また、昨年10月の同委員会のシンガポール会議は、日本とこれら東アジア諸国との貿易は全地域にたいして補完的かつ有利なものであるとし貿易関係促進のための投資を勧告した。

こういうことから日本はこれらの諸国の復興のためにその工業力のかなりの部分の活用を求められると考えても不都合ではあるまい。

朝鮮についても、ほぼ同じことがいえる。

このように日本が東アジアの工場となりその繁栄と発展にゆたかに寄与しうするためには、講和条約が結ばれ国際貿易における正当かつ平等な待遇が確保されなければならぬ。

（講和条約にたいする精神的要求）

軍事占領は、国民の創意・責任観念・自持独立の精神および愛国心の育成を阻害する。これらの精神的特質は、わが国が完全な主権を回復し自由独立の一員として国際社会に復帰しない間は、円満に発展してゆけない。

日本は講和条約を待望する。われわれは、過去5年間における降伏文書のもとにおける義務の履行に示してきた忠実と誠実のすべてをつくして、たとえそれがどのようなものであれ、講和の条件を果してゆくであろう。

が、一方、来るべき講和条約が将来に希望を与え国家再建の發刺たる熱意を昂揚するようなものであることを衷心から希望する—

ということになる。

5 総理の寄稿にたいし主要米国紙は社説をもつて論評をくわえた。ワシントン・スター紙（12月20日AP）は、

「吉田首相が日本はソ連参加のいかんにかかわらず講和条約に調印する意向だとのべたことは、勇敢な言辭である。吉田首相は、日本が共産主義との闘いで西欧陣営に参加しており、もしこれが他の陣営に都合が悪いとしても、日本はそうせざるをえないのだとのべている。

ソ連の脅威と妨害がどうあろうと、かような国はできるだけ早い機会にこれを自由国家家族にくわえる講和条約を締結する資格を備えている。

北京とモスクワは、日本が単独講和を結べば日本にたいし対抗措置を講ずるかもしれないと仄めかしているが、この脅喝は吉田首相と一般日本人に利きめがなかった。

吉田首相は、全然講和が結ばれないより単独講和の締結が望ましい、また、現在日本と技術的に戦争状態にある非共産主義諸国がこれ以上講和を遅延させないようにすれば、政治的に経済的に社会的に日本は大いにうるところあると信じている」と評し、ワシントン・ポスト紙（ヴォイス・オブ・アメリカ）は、

「日本と戦争状態にある49国をもつて講和条約の締結をすすめようとするわれわれの方針は変更されるものでない。が、いかなる国にも拒否権の行使を許すことはできない。

ソ連が参加すると否にかかわらず日本人は講和討議をすすめたがつていることさらに、講和条約調印国と協力して集団安全保障に貢献するため独立国としての役割をすすんで果そうとしていることを吉田総理の寄稿は明らかにしている」

と指摘し、ニューヨーク・タイムズ紙（アンナ・オハラ・マコーミック女史 12月30日）は、

「ドイツと日本にたいするアメリカの態度には著しい相違がみられたが、中共が激しい侵略勢力として俄然登場するにおよんで、この相違は強い脚光をあびるにいたった。今では、ドイツにおいてなんらかの解決がなされる前に、対日講和条約が

締結されるだろうと一般に考えられるようになった。

これまで米国の関心はドイツに集中され、したがって、ドイツについては大小もれなく知らされてきた。これに反し日本人の心はほとんど知らされず、その将来についてもアメリカ人はお粗末な関心をもっただけだった。

日本は1国によつて支配されたため分割をまぬかれ、したがってそこには公然たる国際紛争がなかった。マックアーサー元帥から時々送られる占領報告書は、恩威かねそなえた管理のもとに秩序ある平和な革新が行われていることを示していた。

こうしてアメリカ人は、一般に、日本人のすすみ方に満足し、日本人には自らを護る意思があるだろうかと尋ねるものもなかった。夜半沈思黙考して日本はどのように民主化されたのか、あるいは、最後にはどちら側につくのだろうかといった疑問をもつものもなかった。

しかし最近の出来事は、日本が重要であること、西欧防衛にさえ必要であることを思いおこさせた。この事実は、4国外相会議が奇蹟的に戦争の脅威からわれわれを救わないかぎり、ドイツ再軍備が気持よくないと同よう、われわれの心を重くする。ところが、モスクワと北京は「日本あるいはこれと結ぶ国」を敵国とみなすという軍事同盟条約に調印し東西両戦線においてわれわれに反対する意図を明らかにした。

フォーリン・アフェアーズ誌の最近号で吉田首相は、この中ソ同盟条約によつて、日本にもたらされる講和は共產主義国のくわわらない単独講和であることを確信したといっている。また、こうした見解が単独講和は完全な講和でないと主張する日本人の多くによつて反対されていることを認めるが、同時に首相の言はその政府と日本国民の大多数を代弁するものであるとして「日本は全然講和条約が結ばれないよりできるだけ多数との講和条約を選ぶ」とのべている。

講和を求める吉田首相の流麗にして理路整然たる1文は、米国において注意ふかく考慮される価値がある。それは日本に関する米国人の軽薄な知識のなかにある間隙を満たしてくれるからである。そしてまた、吉田首相が多数国民を代弁しているとしたならば、かれがのべている見解の自由主義的部分は、今日の中共がそうであるようにかつての指導者がアジア征服の思想にとりつかれていたために恐ろしい敗北を喫した国において民主主義と平和欲求の精神が成長しつつあるという喜ぶべき

証拠である。

戦後日本の声は聞えなかった。吉田首相は日本の重要部分の感情を表明したのだと信じたい。もしそうなら、日本は浄められ自由の国となつて再興しようという吉田首相の予言は正しいものと信じてよからう」

と評した。

要するに、アメリカでは総理の寄稿が日本の多数講和うけいれの決心を明らかにした点が一番注目を浴びたようである。これにたいし、モスクワ発AP電によれば、プラウダ紙は

「吉田首相は西欧との単独講和締結によつて日本が米国の侵略の道具となることを公々然と認めている。これは、全く軍国主義的宣言である」

といつて吉田総理を目するに軍国主義者をもつてした。

吉田総理の論稿・送状および週刊朝日に掲載された邦訳文は、付録24に収めてある。

第7 D 作 業

この年(1950)6月ぼつ発した朝鮮戦争は、11月中共軍の介入をみるにいたつて、極東情勢に重大な危機をもたらしした。朝鮮における形勢の逆転はアメリカ当局に講和延期を考慮せざるをえなくしたと報道された。これにたいし米最高首脳筋は強くこれを否定し「朝鮮動乱で対日講和はさらに一層緊急問題となつた」とのべたと報じられたが、なお執拗に新聞は講和遅延の不可避性ないし連合国との交渉の長引いた場合米国が対日戦争状態終了宣言の拳にいづる可能性ありと報じた。

この辺の事情は、付録18に収めてある「1950年12月26日目黒集会紀事・議事要領」の別添1「講和問題の推移」のなかに説明してあるとおりである。

近い将来、ダレス顧問と講和問題について話しあひの行われることを期待し、かつ、信じていた事務当局は、かような情勢を背景にして、かつてA作業にたいする総理の批判を想起し「経世家的見識」を吐露する意気込みをもつて、目黒官邸の特別集会の議事ならびに米国の講和7原則・これにたいするソ連邦の覚書および中共政府の声明文など公式資料をふまえて、ダレス会談に臨まれる総理の参考に供すべくD作業なるものを作業した。

1 D作業の原案は、12月27日起草を終えた。翌28日、一揃いを総理に提出した。

D作業は、本文一つと別添四つから成る。

本文は、「ダレス氏訪日に関する件」と題しダレス会談にたいする根本方針を明らかにするもの。

「米国は、最近における世界情勢の重大化にともない、民主陣営の防衛体制を急速に整備することに全力を傾注しつつある。その場合、日本がその重要な一環となるべきは、自明のことに属する。他面、いわゆる多数講和も早急に実現することは困難な状況にあり、米国は、講和をまたずして日本の強化と日米関係の緊密化を強力に推進するための現実的方策を求めていることは、確実である。また、西ドイツの例にかんがみるも、日本の自衛能力の急激なる強化（窮極における再武装をふくむ）を強く要望していることまた確実である」

と判断し、そのうえにたつてダレス顧問との会談においては、

(1) 日本は、共産主義を排し、民主国家とともに世界の平和と安全の維持に協力せんとする確い決意を有する。共産勢力の国際的侵攻の現状下にあつて、安全保障の問題は日本にとつても最大関心事であり、民主国家とともにあくまで共産勢力にたいする防衛に当り、日本自らも能うかぎりの力をいたさねばならないことをじゆうぶん自覚している。

日本を民主陣営の一員として実質的に強化し、日米関係の緊密化をはかるためには、日本に完全なる自主性を回復せしめ、民主陣営の対等の一員としての地位を与えることが先決問題である。そのためには、米国提案の趣旨にそうて民主諸国との講和を急速に実現せしめることが最善の策である。

(2) しかし、多数講和の実現にはなお相当の時日を要し、しかも、日本の強化は1日もゆるがせにすることができないのであるから、日本としては、米国1国とだけでも、平和条約を締結した場合と実質上同様の関係を設定し、そのうえで日米両国間に安全保障のための取極を締結したい。

(3) 現下の国際情勢にかんがみ、このような措置と並行して、ただ今からでも実効的に日本を強化するために、できるだけのことを着実に実行に移してゆく必要がある。

(4) 日本の再武装については、(2)の安全保障のための取極と表裏をなすものとして、日本が完全な自主性を回復したうえで、他の民主諸国との関係も考慮して決せらるべき問題である。

との4方針をもつて対処すべきであると提言する。

別添三つのうち、第1は第1方針に関するもので表題「対日講和7原則にたいする所見」から明らかなように米国の7原則にたいするわが方の意見を開陳したもの。第2は第2方針に関するもので表題「日米両国間に戦争状態を終了し緊密なる協力関係の基礎を設定するための提案」に明らかなとおり第2方針が採用される場合の具体案。第3は同じく第2方針に関するもので「安全保障のための日米協力に関する提案」と題する、目黒官邸の特別集会で討議の結果まとめられた米軍駐留を中心とする安全保障協定案。第4は第3方針に関するもので表題「自立体制の早急整備に関する事項」からうかがい知られるように平和条約の締結または戦争状態の終了前において日本の自立体制の強化のため特定事項について自主権の回復を提言したもの。

第1の「対日講和7原則に関する所見」は、7原則は「原則として結構である。日本はこの原則にしたがつて1日も早く1国とでも多くの国と講和が成立することを希望する」とし、ただし次の点について「深甚な関心をもつしだいであるから米国において再考されることを熱望する」として、

(1) 安全保障問題について

安全保障の第1の前提は、自ら自己の国土をあくまで防衛しようとする強烈な意欲が日本国民の間に自発的にわきおこることである。覚書4にいう日本国の施設と合衆国の軍隊との間の継続的協力による安全保障はおもしろくない。平等のパートナーとしての協力関係が望ましい。また、安全保障のための協定は平和条約とは別個のものであるべく平和条約には撤兵を規定されたい。

(2) 領土問題について

米国の軍事上の必要はじゆうぶんに理解し、これに応ずる用意がある。また、問題の諸島が日本から分離されることは国民感情のたえるところではない。だから覚書3の沖縄・小笠原諸島を米国の信託統治のもとに置こうとする提案は考えなおされたい—

との趣旨を開陳する。

第2の「日米両国間に戦争状態を終了し緊密なる協力関係の基礎を設定するための提案」は、前文で「極東における国際情勢に対応するため両国間に平等の立場において緊密なる協力関係を設定する必要がある。これがためにはその前提として、平和条約の締結が最も望ましいところである。したがって、平和条約締結のための努力は、継続されなければならない。しかし、極東の情勢は重大であつて、平和条約の成立をまつを許さぬものがある。よつて、米国は、客観的条件の許す最大限度において、日本国を自主独立の地位に復帰させ、かつ、日米両国は、最大限の協力関係を設定することを決意する」ことを明らかにしたうえ、

- (1) 戦争状態の終了
- (2) 外交関係および領事関係の設定
- (3) 日米間条約の復活
- (4) 最恵国待遇の供与
- (5) 占領の終了
- (6) 経済協力

について規定し、さらに、(7)「米国は、他の連合国がこの協定と同様の原則にしたがつて日本との関係を設定するよう努力する」、および(8)「この協定は、平和条約ができれば、それによつて代わられる」旨を規定する。

第3の「安全保障のための日米協力に関する提案」については、ここにくりかえし説明する必要はない。

第4の「自立体制の早急整備に関する事項」は、平和条約の締結または戦争状態終了の前でも「即時日本の自立体制を実質的に強化することは現在の国際情勢の要請するところである。すなわち具体的には防衛力の強化、日本国民の自主的気はくの振起、米国との緊密関係の一層の増進が必要である」として、

- (1) 警察力の強化
- (2) 自主権の回復
- (3) 経済援助

につきそれぞれ具体策をあげて要望している。

D作業原案は、付録26に収めてある。

2 D作業（原案）は、上記のとおり12月27日に起草を了したものである。翌28日、目黒官邸で堀田元大使にD作業の説明を行った。大使は、同案にたいし多くの異見を表明された。とくに日本の再武装に関する原案の基調をつよく論難された。備忘録に「12月28日 目黒官邸で 堀田大使にD作業の説明をする。大使に異見多し」と記してある。

そこで、年あけて1月4日目黒官邸で、ふたたび堀田大使の意見を拝聴することになった。そしてその結果、新しく作業しなおすこととなった。

D作業（訂正版）は、1月5日に完成し、6日堀田大使に提出し説明した。

訂正版は、「ダレス顧問訪日に関する件」を本文とし、1「対日講和7原則にたいする所見」、2「安全保障のための日米協力に関する提案」、3「再武装に関する所見」の三つの別添書類を有する。別添2をのぞき、形式・内容ともに重要な修正をくわえたものである。

「ダレス顧問訪日に関する件」では、

情勢判断の部分および根本方針の(1)は原案どおり。

根本方針の(2)は、原案が「しかし、多数講和の実現にはなお相当の時日を要し、しかも、日本の強化は1日もゆるがせにすることができないのであるから、日本としては、米国とだけでも、平和条約を締結した場合と実質上同様の関係を設定し、そのうえで日米両国間に安全保障のための取極を締結したい」という趣旨であつたのを、「しかし、不幸にしていわゆる多数講和の実現にたいする米国の努力が急速に実を結ばずなお相当の時日を要するがごとき場合には、日本の強化と日米関係の緊密化は、1日もゆるがせにすることができないしだいであるから、日本としては、米国1国とだけでも、平和条約を締結して両国間に確固たる協力関係の基礎をきずき、爾後両国相携えて同様の関係が日本と他の民主諸国との間にも設定されるよう努力をつづけることといたしたい。しかるうえで、米国において希望されるにおいては、極東の安全保障のための取極を両国間に締結することに異存ない」として、「日米両国間に戦争状態を終了し緊密なる協力関係の基礎を設定するための提案」を放棄し、あくまで「平和条約」でゆくことにした。また、安全保障のための取極も「米国において希望されるならば……締結することに異存ない」と改めた。

原案の根本方針の(3)は、削除。したがって、別添第4「自立体制の早急整備に関する

事項」も削除。

その結果、原案の根本方針の(4)、すなわち、再武装に関する方針が修正版の根本方針の(3)となり、内容も、原案が「日本が完全な自主性を回復したうえで、他の民主諸国との関係も考慮して決定せらるべき問題である」としたにたいし、「前述の安全保障に関する取極と表裏をなすものであつて、日本が完全なる自主性を回復したうえで、日本人によつて自主的に決定されるべき問題である」と考える。しこうして、当面の問題として再武装に関し所見を求められるならば、これは日本の希望しないところであると答えざるをえない」といつて自主性と非武装の願望をつよく表面にだし、かつ、新たに別添第3「再武装に関する所見」を起草して再武装を否とする理由を縷々陳弁した。

根本方針の(1)に対応する別添1「対日講和7原則にたいする所見」は、前文および安全保障問題に関する部分は原案のそれとちがわれないが、領土問題に関する部分で「原案」の沖縄・小笠原諸島に関する要望に「もし、信託統治に付せざるをえざる場合においては、その地域を軍事上必要とせらるる最小限にとどめ、日本を共同施政者とし、また、信託統治を必要とする事態の解消するときはこれらの諸島が再び日本に復帰せしめらるべきことをなんらかの形において明らかにせらるるよう希望する」なる文言を付加し、また、新たに

千島について「千島は、ヤルタ協定によつてソ連に引渡されることとなつており、また、現実にはソ連の占領するところとなつておる。米国が、その7原則において、ヤルタ協定にかかわらず千島の最終的地位の決定を終局的には国際連合総会の決定によらんことを提案せられたことは欣幸にたえない。千島にたいする日本の国民感情は、沖縄・小笠原にたいするそれにまさるともおとるところはない。米国がこの千島にたいする日本の国民感情をとくと考慮され最後まで日本人の熱望の達成に尽力されるよう懇請してやまない」と訴える。

根本方針の(2)に対応する別添第2「安全保障のための日米協力に関する提案」は、原案のそれと同一で、別に説明を要しない。

根本方針の(3)に対応する別添第3「再武装に関する所見」は、新規に起草したもので、

「日本は、遠い将来はいざ知らず、当面の問題として、再武装することを欲しない」と言明し、その理由として、(i)太平洋戦争のにがい経験から戦争を心底から嫌

悪する日本人は、軍隊をもつことはやがて戦争にまきこまれることであるから、軍隊をもつことを欲しない、(ii)日本には再武装する余裕のもちあわせがない、(iii)今日日本の一番必要とするものは経済の自主である。再武装の負担がかかれば経済自主は所期すべくもない、(iv)近隣諸国の日本の再侵略にたいする危惧を解き平和愛好の民主国となつた日本を理解してもらうために日本は再武装以外の方途に安全保障を求めなければならないことをあげる。

しかし国家たる以上国の自衛の能力は完全に有しており、また、有すべきものであると考えるので、日本は、国内治安の維持については完全に独力をもつて対処しうる手段を保有したい。これがため、警察予備隊の人員の増強と装備の補強（すくなくとも軽戦車級の武器を常有せしめたい）および海上保安隊の人員の増強と装備の補強（すくなくとも水雷艇級の艦船と偵察用航空機を使用せしめたい）とを早急に実現するとともに警察全般にわたつて一元的活動を可能ならしめるよう制度の抜本的改正をする必要がある。

軍備なくして対外安全を保障しうるか？国際連合がその設立当期待されていたように運営される時代がくれば問題はない。わが憲法の前文と第9条はこの思想に立つ。現状のもとにおいては日本は平和条約とは別個に米国との間に日本地域の平和と安全の保障のための両国間の協力体制について明瞭な了解をとげ、もつて、国連憲章による一般的保障を補強するに異議ない。

最後に、米国の判断によつて、もし世界情勢がきわめて重大であつて、上記の日本の提言のみでは対処することができず、即刻米国軍または国連軍を補強する必要があり、そのため日本の協力を必要とされる事情があるならば、米国なり国際連合なりが日本人（あくまで個人としての意思による）をその軍隊の組成員として使用されることに異存ない—

との趣旨を委曲をつくして説明する。

D作業（訂正版）は、付録27に収めてある。

D作業（訂正版）の出来ばえについて、堀田大使は、「ベストをつくしたものの。これ以上を求める余地はない」とほめられた（備忘録、1951年1月10日）。また、有田前大臣も一読して「大体賛成である」といわれた（備忘録、1月13日）。

1月13日、目黒官邸において堀田大使は、前日総理と会談された模様と、総理がD作業を読みたいといっておられることを条約局長に告げられた。ただちに訂正版ひとそろいを目黒官邸にとどけた。13日の備忘録には「総理はかたく再武装を否とされる。客観情勢については、両陣営が全面的戦争に突入することはない。現在の対立抗争は、時に緩急の差あるとしても、永続する。その間、戦争になるぞ！戦争になるぞ！との神経戦にひつかかつてはならぬ。ソ連は断じて日本に侵入しないであろうと考えられる。かような見通しに立てば、再武装を否とし、その他の方式に安全保障の途を見いだそうとする総理の考えは納得がゆくような気がした」と誌してある。

3 D作業（訂正版）にたいし総理は、これらの文書を一つにまとめ、かつ、その要領を別につくるよう下命された。

19日安藤（吉光）・高橋・藤崎・西村の4人は苦勞して総理下命の文書をまとめあげた。D作業（再訂版）がそれである。

D作業（再訂版）は、20日、堀田大使に提出し、また、大使の言にしたがい「要領」のみを総理に提出した。

再訂版は、4項から成り

第1項では、日本は共産主義勢力に対抗し民主国家とともに世界の平和と安全の維持に協力する。日本を民主陣営の一員として実質的に強化するためには、日本に完全なる自主性を回復せしめなければならない。これがためには、まず米国提案の趣旨にそうて講和条約を締結するのが最善の途である旨をのべ、

第2項では、米国の努力が実を結ばず、なお相当の時日を要するような場合には、まず、米国1国とだけでも平和条約を締結したい。条約の内容について7原則が政治上・経済上日本に特別の制限をくわえないことを明らかにしていることを多とする。ただ、安全保障は、平等のパートナーとしての国と国との間における協力関係として平和条約とは別個に成立することを希望し、また、領土問題のうち沖縄・小笠原諸島については、米国の軍事上の必要にはいかようにも応ずる用意があるので、日本本来の領土でその分離は国民感情のよくたえるところでないこれらの諸島を日本に残してもらいたい（信託統治とせざるをえない場合には、その地域を最小限にとどめ、日本を共同施政者とし、また、信託統治を必要とする事態が解消すれば日本に復帰すべきものであることを明ら

かにされたい)。千島諸島については、最終的地位の決定を国際連合総会の決定によらしめるよう提案されたことを欣幸とする。千島にたいする国民感情は沖縄・小笠原にたいするそれにもまさるともおとらない。米国が日本国民の願望達成に最後まで尽力されるよう懇請するとのべ、そのあと

安全保障と領土について陳述したことは、今後両国の緊密関係を樹立してゆくうえに重大な関係をもつ事項であつて、その解決いかんによつてはこの緊密関係の樹立を阻害するための好個の口実を共産陣営に与えることになろう、と警告し、

第3項では、日本の再武装について当面の問題としてこれを希望しないことを明言し、その理由として(1)戦争の放棄と軍備の撤廃のうちに国の平和と世界の平和を求めようとする戦後の日本人の真剣な気持、(2)刻下の急務は経済の自立と民生の安定であつて再武装はそれからくる負担のため逆に国の安全を内部から危殆におとし入れる危険があること、(3)近隣諸国の日本の再侵略にたいする危惧の三つをあげ、しかしとして、国家たる以上当然国内の治安の維持について完全に独力をもつて対処しうる手段を保有すべきであつて、このため警察予備隊および海上保安隊の人員増強と装備補強および警察全般の一元的運用を可能にするよう制度の抜本的改正を必要とすることをのべ、

第4項では「軍備なくして、いかにして対外安全を保障しうるのであろうか」という当然予期される反問を提起し、これにたいして国連による一般の保障を補強するため協力体制を設立しようとするのであり、さらに、共産陣営と同じく民主陣営も神経戦と滲透戦術によつて共産陣営に積極的に対抗すべきであり、また、ある地域における戦争と軍備の放棄、または、軍備の制限のごときも考慮する価値があろうと指摘する。

D作業（再訂版）は、「要領」とともに、付録28に収めてある。

第8「安全保障についての問題点」の作業

米国の対日講和7原則の公表以来、日本の安全保障について連合国間に各種の動きがあることが報道された。1月23日、堀田大使は、これらの報道に包含される問題について事務当局と意見を交換された。その結果、大使は意見交換の結果えられた考えを書きものにするよう希望された。

事務当局は、「安全保障についての問題」と題する簡単なメモを作成し翌24日、

大使に2通提出した。だいたい大使の意見によつてまとめたものである。

問題として

(1) 米國は「日本が自衛できるようになるまで」米國と日本との間に共同防衛的な取極を結び米軍が日本に駐留することにしたい腹案だと報じられている。「日本が自衛できるようになるまで」というと永久駐兵を招来する可能性がある。また、日本に再軍備させたい意向ももられているようである。かような漠然とした期限をつけることは問題である。

(2) 英連邦の間に、安全保障の取極の内容の一つとして日本に一定限度の軍備をもつことを許し、かつ、日本がその限度を守っているかどうかを確認するための監視を規定しようとする考えがある。監視付制限軍備をもつことは自主独立国にとつて問題である。

(3) 太平洋同盟といった集団保障体制をつくり、そのなかで「日本が侵略行為にでる場合には他の加盟国は協力して日本に当る」こととしようとの考案がだされている。民主陣営の共産陣営にたいする安全保障取極のうちに盟邦の盟邦にたいする侵略の可能性を予見するのは日本の安全のための駐屯軍が日本の侵略にたいする監視軍に一変しうることを意味するもので承服しがたい

の3点をあげた。

「安全保障についての問題点」は、付録29に収めてある。

第9 沖縄・小笠原諸島に関する作業

D作業（再訂版）の「要領」をよまれた総理は、沖縄・小笠原諸島について米國が信託統治を固執する場合の措置について作業するよう要望された。

事務当局は、ただちに「米國が沖縄・小笠原諸島の信託統治を固執する場合の措置」を作業して提案した。

全文は、付録30に収めてある。

その趣旨は、

「沖縄および小笠原諸島が信託統治にされる場合、国民感情を最も刺戟する点は、これら諸島が永久に日本の手を離れるのではないかという点である」から、これを緩和するために、(1)信託統治に期限をつけること（旧イタリア植民地ソマリランドの場合のよ

うに特定の期間を定めるか、それがむずかしい場合には「これらの諸島を信託統治にすることを必要ならしめる事態が存続する期間」とする)、および、(2)日本を共同施政者とすること（共同施政者の例はナウル島があり、旧敵國が施政者となつた例はイタリアのソマリランド施政がある）を要望し、これに加えて

- (1) 「これら諸島と日本本土との関係をできるだけ従来通りとすること、なかんずく、双方住民の交通・移住は自由とし、関税上も日本の一部として認められること」
- (2) 「従来小笠原諸島・硫黄島の住民であつて、戦争中（日本によつて）および終戦後（米國によつて）日本本土に引揚させられているものについて、原島に復帰を許されること」

について考慮を求むべきである一

というのであつた。

沖縄・小笠原諸島に関する事務当局の作業は、1月26日総理に提出した。

その1月26日の夕刻、日米第1次交渉は開始されたのであつた。